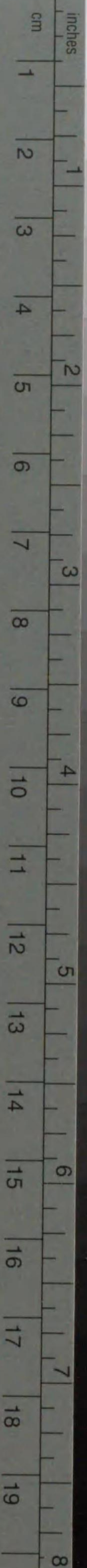


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black

735
55

735-55

1200501590801

T

629


73
5

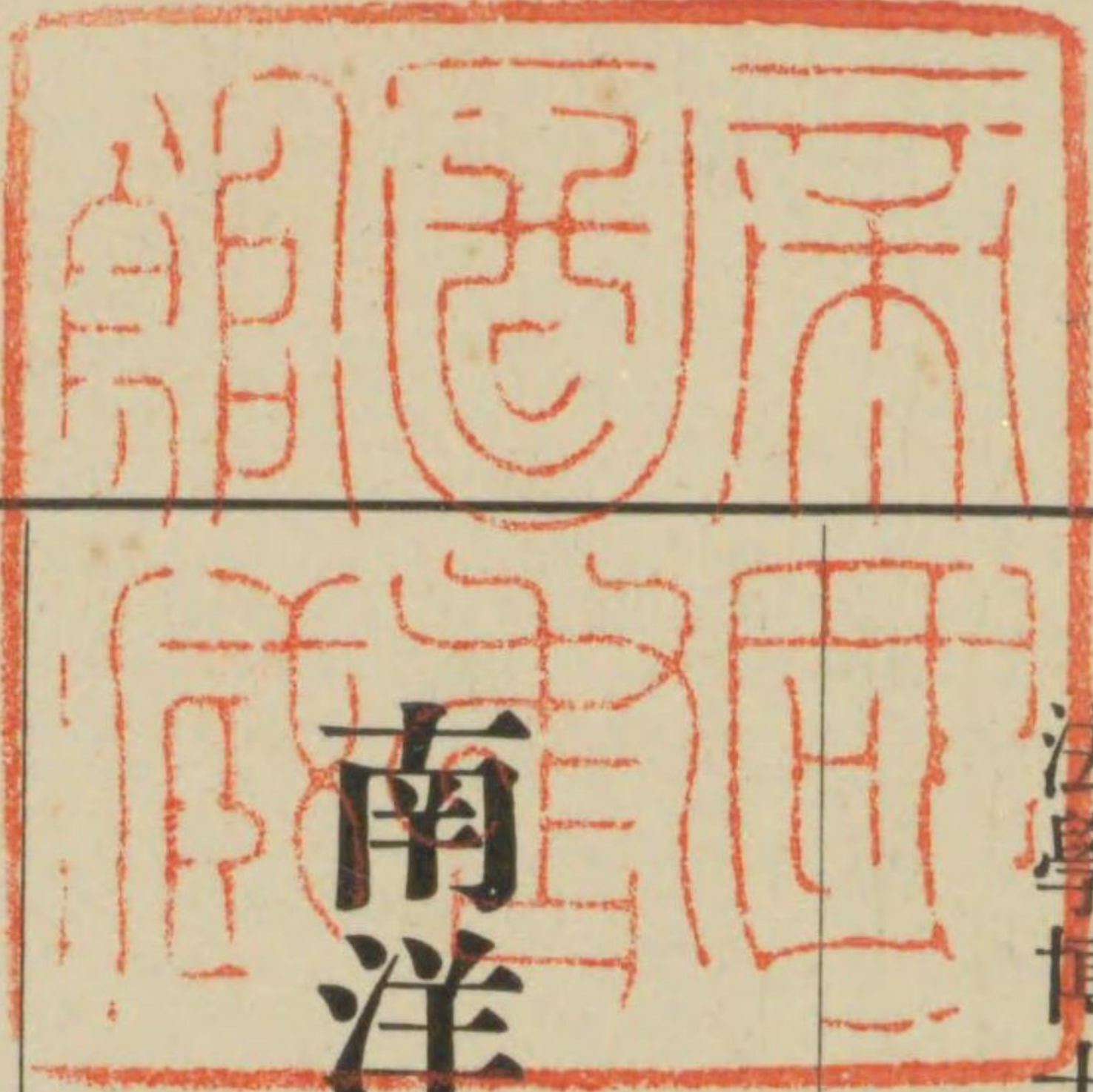
T

南洋に於ける帝國の權利

法學博士 蜷川新著

東京 會社 清水書店發行





法學博士
蜷川新著

南洋に於ける帝國の權利

東京
會社
清水書店發行



序

日本は、南洋に於て、重要な権利を有する、委任統治権は、其の一である、此の権利は、果して如何なる性質のものであらうか。委任統治の名に於て、日本國の統治する領土は、委任せられて統治する土地であり、日本國の名に於て、統治する自國の領土ではない、名分明かであり、日本人としては、正しく此の事理を認識するを要するや勿論である。正義の平和は斯くして初めてあり得可き也。日本國は、日英米の間の、海軍の不平等を不法となし、斷乎として終に此種不法條約の廢絶を行ふに至つた。日米の海軍の平等權は主として、日米の間に、太平洋上に行はるべきを必然とする、然か

も南方洋上に於て、此の平等權あることが、日本の國防上重要である。

今や日本國は、國論として、正義に立脚する平和を唱道するの時機となり、首相自ら此聲を内外に放送しつゝある、正義の平和は可也、其の内容は然らば如何。

若も委任統治地を指して、強辯して自國領土也と吼ゆるならば、それは正義の平和に反すとの非難を免れ得ぬであらう。之れ君子國民の態にあらず。

國際法を重んじ、條約を尊び、正義の外交を擇むに於て、其所に正義の平和がある可きは勿論也。

余は、國家の名譽の爲めに、委任地は委任地として之れを論じ、

強辯を弄するを論難する、之れ正義平和の爲めなれば也。

小笠原島の權利を論ずるは、日本の學者の間に、徳川時代の拓殖事實を研究せずして、獨斷の説を立て、日本國の名譽を損するあるを憂へてである。南洋の我小笠原島は、三百年來日本の領土たる也。

昭和十二年六月

蜷 川 新

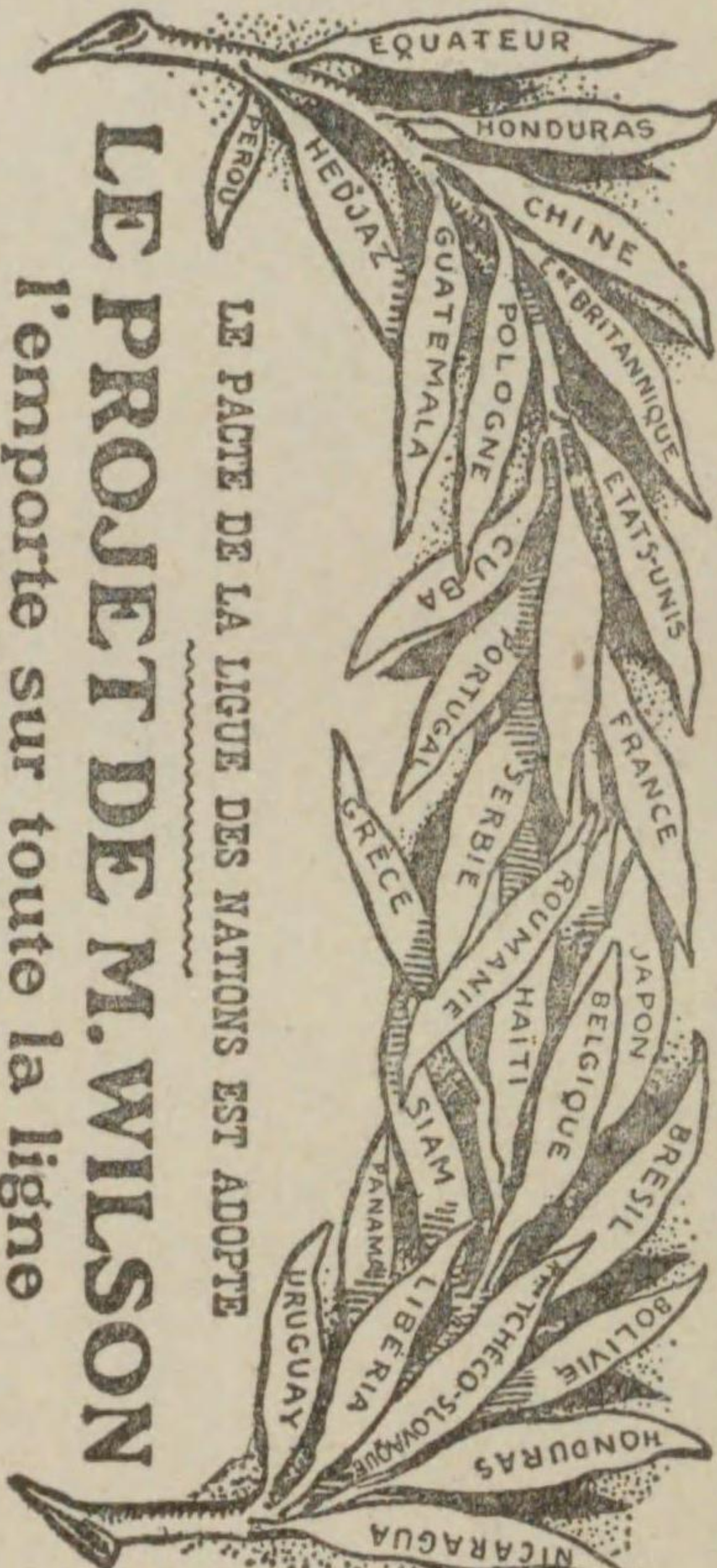
50 Cent

Le Matin

100

100 Cent

100 Cent



LA FRANCE, LA BELGIQUE ET LE JAPON PERSISTENT PAS pour le vote immédiat de leurs amendements

40 Cent

Le Petit Parisien

40 Cent

LE PLUS FORT TIRAGE DES JOURNAUX DU MONDE ENTIER

LA SOCIÉTÉ DES NATIONS EST CRÉÉE

La Conférence réunie en assemblée plénière en a adopté solennellement le statut

目次

第一編

- 一、我南洋委任統治權の再検討……………一
- 二、南洋委任統治權確保の理據……………一三
- 三、委任統治の創設とウキルソンの演説……………一八
- 四、委任統治に關する専門家の法理的研究……………二三
- 五、土民對南洋廳の爭議と國際聯盟……………三六
- 六、某方面の委任統治論と其の謬論と見らるる重要點指摘……………五
- 七、委任統治の研究と某方面よりの公明なる書簡……………五
- 八、某方面の委任統治論の全容……………五七

目

次

一

五七

五

五

三六

二三

一八

一三

一

九、ル、タンに掲げられしウキルソンの演説原文……………七三

十、委任統治に關する重要公文……………七五

十一、一九一九年四月二十八日國際聯盟成立と當時の佛國新聞……………九四

第二編

一、小笠原島に關する日本の權利と從來不明の史實……………九六

二、國際聯盟の法理に關する正確の認識不備……………一三六

三、南洋委任地の法理に關する過去の論戰……………一三三

第三編 結論

南洋に於ける帝國の權利と其確保外交……………一六三

附錄

南洋委任統治に關する帝國の聯盟提出行政年報……………一九〇

目次終

南洋に於ける帝國の權利

法學博士 蜷川 新著

我南洋委任統治權の再檢討

我外交當局者の見解として、一昨年余に示されたる所に依れば、「我委任地は、日本の併合領土にあらず」と云ふにありて、その證として、「帝國政府が、委任國併合説を採用し居らざることに關しては、廣田外務大臣の議會演說參照」との注意を以て、餘に特に指示せられたのであつた。

廣田外相は、余の尊敬する外交家である。同外相が、焦土外交の矯激を一擲し、「委任地併合説」を排斥せられたりし事は流石に賢明なる外交家である、廣田氏の

主張は、一時の輕卒なる「併合領土説」を排したる正論である。斯くあらねばならぬ一九二〇年十二月七日附を以て、日本政府が、C式委任統治に關し、世界に聲明したる所に依るも、「併合領土説」を全然排斥しつつある、當年の外相の聲明も正論であつたが、左の如し。

「機會均等の保障に關する一項を、C式委任統治條項中に挿入す可しとの帝國政府從來の主張が、正當なることの確信を有す」云々、

即ち世界列國をして、C式委任地に付、總ての機會に均霑せしむ可しとの主張であり、「一國の併合領土と見る可らず」、又「強いて五大國の共同領土とも見る可らず」「世界列國の社會」、即ち「ソシエテ・ナシヨンの領土也」と見るの説である、之れ公明正大の見解也。

由是觀之、「受任國併合説」は、日本政府としては、始に終りに、之れを排斥し來たりつゝあることを知る可きである。其故に、二年前聯盟脫退問題の八釜敷かりし折、一時日本の學者界、言論界、及政治家間に於て「委任地は日本の領土也」と強辯せられ、全國人民をして、之れに雷同せしめんとしたる態度は、故意か

又は過失か、何れかにせよ、斷じて國家的正論にあらず、國家國民の爲には、有害且つ論據なき宣傳であつたと見ざるを得ない、公明正大を欲し、信を列國に繋がんと欲する日本人は、靜觀し熟慮す可き一事實であらう、再び斯る過失なきことを、國家の爲めに余は切に祈る。

二

既に、「委任地は我併合領土にあらず」との理義不動のものであるならば、ヴェルサイユ講和條約の日本語譯の中、「委任國の構成部分として」同條約第二十二條第六項とあるは、不當の譯文なるを茲に新に注意せざるを得ない、「トシテ」と譯したるは、誤譯であり、「ノ如クニ」と譯すべきものである、「我領土の構成部分の如くに取扱ひて然る可し」と云ふ條約であり、構成部分として統治す可きものではないのである、日本語は勿論條約上本文にあらず、従つて信憑力なしと解す可きものであるけれども、原語の條約を見ざる人々は、此日本語のみに膠着し、其の爲めに、條約の解釋を誤り、意外なる結果を、外交論の上に及ぼすのである、之れ當年の政府の看過し得ざる過失であつた、後の政府は、外交上の思想

正導の爲めに、誤れる譯文を訂正し、日本國民に正しく條約を示す事至當也、決して之れ一小事にあらず、國の利害に影響す。

條約は、法律と共に、國民の生存上、重要なものである、誤譯の條約の如きは、國家の爲め危険である、ヴェルサイユ條約の譯文には「誤譯多々あり」と専門家は皆評す、英佛文の間にも、吻合せざる條文若干あることを専門家は指摘する、日本人は誤譯の邦文に拘泥す可らざるものである、原文によりて、正しく解すべし。之れ外交上重要事である。

或は云ふ、日本全權の注意又は即妙に依りて、最初の原文の 此 とありしを、此 の一字を取去ることを提議し、他國全權之れに同意し、之れより原文條約の意義は、俄然一變し、「恰もあるかの如く」と云ふ弱き意味は、茲に消滅し、「として」となり、全然領土の一部として」と云ふ強い意味に變つたと説く學者もありて、之れに禮讚する人も多くある、併し乍ら、本來が、領土併合にあらざること、確定義であるが故に、此 の一字を置くも、或は之れを取り去るも、同じく、「如く」と解するのを正當とし、唯單に、一字を取り去りし爲に、非併合の原則が

一變して、併合となる道理は斷じてないのである。斯る詭辯は、日本人として敢て口にす可からず、我等日本人の外交は、層一層公明のものたるを要すると余は信ずる。英佛人は、勿論好く自國國語の本義を理解する。

三

既に明かに、受任國併合説を排斥すとせば、委任統治地は、何れの領土であるであろうか、「何處にも所屬なし」と論ずる人もある、此論の如きは餘りにも法理的に非ず。委任地は無主の土地たる筈もなき也。

外交當局の解釋としては、「當年の非併合主義を尊重す」とある、然り當年の非併合主義は、事實であり後日に動かす可からざる事實である、然らば、その非併合主義とは、果して何を意味するのであるうか、「何れの國にも併合せず」と云ふことが、即ち此の非併合主義であり、「領土擴張の禁止」が即ちそれであつた、然らば、日英佛伊米の五大國に關しても、單獨にも、共同にも、舊獨領を併合せずと云ふのでなくて、はならない、「共同併合」、又は「共同領有」ならば、「それは併合にあらず」、などの見解は、文明人の間には、あり得可からざることである。斯

る詭辯は兒戲に類する、然るに、日本に於ては、「五大國の共同領土也」などと稱する人もありて、之れを以て、「非併合主義と背致せず」などと説き立て、恬然たる人もある、我等の正義日本人として、斯る矛盾せる見解を取るは、光榮ある日本國の恥辱なりと、余には見へる。

斯る見解を取る人は、自説擁護の爲めに、ヴェルサイユ條約第百十九條に於て「獨逸は、五大國の利益の爲に、其の海外領土を拋棄す」とあるのを引用し、「拋棄は割讓也」と、獨善主義に解釋し、「五大國に割讓せられたり」と説くのである、何の爲に、斯る詭辯を弄するなりや、奇怪也、「拋棄」とは「自由處分に委す」と云ふことであり、其れが直ちに讓與又は割讓とはなり得ぬ筈である、二者は異なる法律行爲である、其の爲めに特に當時の條約は拋棄の文字を使用したのである、非併合主義を認めたる結果として、列國は殊更に、割讓の文字を用ひず、或は讓與としなかつたのである、五大國をして、當初の主張の如くに、聯盟委任の領土となさしめ、夫々適當の國をして、聯盟に代りて統治せしむる爲に、(ヴェルサイユ條約第二十二條)、獨逸は拋棄したのである、又五大國は、此の拋棄の

文字を用いて、訂約したのである、割讓にあらざること明白也。

人或は獨白間の係争地に關して、獨逸が之れを「拋棄」となし、白國が其の拋棄せられたる領土を併合したるを引用し、「拋棄と割讓とは、同一の意義也」と強硬に主張するものもある、併し乍ら、本來兩國間の係争地であるが故に、即ち白國より見れば、獨逸の領土と認め得ざる土地なるが爲に、獨逸をして割讓と云ふ文字を、使用するを許し得ざる性質のものであり、獨逸をして係争地を拋棄せしめ、白耳義は之れを自國の自由に處分し、之れを自國に併合したのである。「拋棄」が「即ち割讓」と云ふのでは斷じてない、條約文の中に文字の濫用なぞあらしめてはならぬ、此の理を明に解し得ざるならば、それは錯覺の支配である、理論は従つて紊れ来る。慎みて改めざる可らず。

要するに、拋棄と割讓とは同一の法律行爲ではない、従つて、「五大國に共同割讓したり」との解釋は、生ず可らざるものである、五大國は併合せず、之れを「ソシエテ・デ・ナション」、即ち世界列國社會の所屬となし、其のソシエテの委任地となして、其れを統治せしむることゝ爲したのである、ヴェルサイユ條約は、

斯も理義一貫して明かなるものである、曲解す可らず。

四

ウイルソンが、一九一九年二月十四日の本會議に於て、列國人の前に演説したる所は、翌十五日のルタン紙に掲げられてある、之れ世界の公認也、其れに依れば、「ソシエテの委任」とある、ソシエテの委任なることは、此の史實にて、既に世界周知である、動す能はず。(後章に此原文は掲げてある)

人或は、英文の同會議録には、「リーグの委任」と云ふ文字なしと稱し、右ソシエテの委任」と云ふウキルソンの演説を否認せんとする人もある、併し乍ら世界に公表せられたる佛文の右記録は、英文の記録を以て、之れを排斥するを得ないこと勿論である、當時の公文也、取消も訂正も行はれたりし事實なし。

英文の記録にも、「非併合主義」を、明白に掲げ、受任國は土民の爲に、後見の任務を行ふに過ぎざることを、明にして居り、聯盟よりの委任なることを明白に解釋せしめるのである。(英文も後章に掲げあり)

五

一九一九年五月七日の五大國會議に於ても、其の決議文には、「日本國の委任統治とす」とありて、委任地たるを明かにしてある、「五大國よりの委任となす」と云ふが如き決議は全然ない、併合領土となす決議も勿論ない、其の以前の二月十四日に於て、「聯盟の委任となす」ことを、ウキルソンの口よりして、列國に向つて公宣せられたことは、上述の如くである、聯盟の委任たるは、斯くも明白である、聯盟は、四月二十日を以て、三十三ヶ國全權に依りて、既に調印せられ、既に形式上成立してゐるのである、此事實の不知なるものは、事理を誤るは必然である。

六

委任統治條項(マンガ)の前文には、左の如くある、曰く(其第二項)
「主たる同盟國及聯合國は……右委任統治條項を、左の通り定む可きことを提議したるに依り」と、

即ち、五大國は、委任條項を提議したのであり、五大國自ら委任したるにあらず、五月七日の五大國決議に基き、五大國は此の提議を爲す權利ある也、但し

五大國は自ら他國に委任する權利なき也、聯盟は右の提議に基き、聯盟の委任を、法律的に確定し、日本に委任したのである、即ち委任者は聯盟である、此の理は明白であり、疑ふ可き點全くなし。

七

佛文委任統治條項の前文にも、左の文句がある。

「聯盟規約第二十二條に依り、一の委任が、附與せらるゝことに、五大國は一致したり」と、

即ち第二十二條に依りて、委任されたものであることを、明にしてゐる、此の佛文を五大國が委任を附與るに一致し云々と讀み、「委任者は五大國也」と解するならば、其れは、事實と合せざる一の曲解である、慎む可きである、斯る解釋は不法である。文法的にも失當である也。

八

國際聯盟規約第二十二條第一項は、右二月十四日のウキルソンの演説を條文化したものである、此の第一項は、A、B、C、三式委任地に共通なる原則を掲

げたものである。C式のみは除外せらる可き理なし。

又其第二項は同じくウキルソンの演説の條文化である、「聯盟の委任たるを、明白に示してある。此等原則は、A、B、二式のみに通ずるにあらず、C式も同じく此原則に支配せられる、其故に、唯獨りC式に限りて、受任國の併合領土として、統治せらる可き法理なし、何れも、聯盟の委任であり、「聯盟の名に於て」受任國として、統治するに過ぎないのである。

條約は、斯く解釋して初めて首尾一貫し、顯著なりし戦後の史實と吻合するのである。

九

條約の解釋は、右の如しと余は信ずる。

其故に、若し列國が、此の點のみに固着し、聯盟總會又は理事會に於て、聯盟より日本への委任地なるが故に、脱退の後に於ては、聯盟としては其の委任を解くべしと主張し、條約に基き、全會一致を以て、此の解除を決議したならば、「其の行爲は無効と云い得可きや否や」との難問題も生ずる虞がある、日本國と

しては、斯る外交上の窮地に陥らざるを緊要とする。

十

此事に關しては、ヴェルサイユ條約第百十九條を根據として、對抗す可きである。獨逸は、五大國の利益のために、其の海外領土を拋棄したのである。五大國は此の利益を永遠に棄つるを得ない、蓋し戰勝國としての利益であるからである。日本は戰勝によりて、此の利益を得た、日本としては、斷じて棄てゝはならない、日本は、此の點より主張し、我利益を擁護したならば、理義は明白であり何れの國も、此の理義を無視することを得ない、此點に關しては、本書次の章に於て詳論してある、這是余の初めより懷抱する見解である、聯盟脱退を救はんとして、當時は此法理を詳述しなかつたのである。

何等の理據もなく「委任地は我領土也」との不法矯激なる主張を以て、我日本國は世界列強の理論ある言論と對抗し得ない、日本人は此理を深慮す可きである、若し夫れ、直ちに武力云々を口にするに至つては、甚だ輕卒であり、外交論者たる資格乏き也、斯る人は、初めより言論無用の人たるべし、言論と腕力とは

別のことである、混す可らず、我等は理路正しき言論を尊ぶ也。

十一

要するに、二月十四日の公會に於て、「聯盟の委任たることが列國代表の間に公表確定せられ、四月二十八日を以て、三十三國全權の間に、滿場一致を以て、聯盟は形式上成立し、五月七日の五大國會議を以て、日本には、南洋の舊獨領を聯盟の委任として統治せしむとの内約成り、六月二十八日平和條約成立し、之れにて聯盟は法律的に確定し、聯盟の委任たることを定める條約は確立し、而して其翌年に至りて、委任條項(マנדタ)は、條約に基き聯盟理事會に依りて、法律的に確定せられ、聯盟の委任たる一切の手續は完了したる也。

二、南洋委任統治權確保の理據

一

南洋の委任統治地は、「聯盟よりの委任地」であることは、條約上の法理と、一九一九年二月十四日の講和會議公會に於けるウキルソン大統領の演説とを、正

しく理解する人ならば、「然り」と答へざるを得ないのである。御詔書に曰く、「愈々信を國際に篤ふし」と、此の御詔書を奉して違はざらん事を期する忠誠の臣民としては、「委任統治は、委任地にあらずして、併合せる領土也」なぞとの強辯は、敢て唱へ得ざる所である、斯る避く可き慎むべき強辯を弄ぶことは、信を國際に失ふこととなり、正しき日本人としては、絶対に爲す可らざる事である。

又一部日本人の唱へたる、「一九一九年五月七日の最高會議に於て、分配したる領土であり、國際聯盟とは無關係也」なぞと云ふ如き、法理上にも、事實上にも、允さる可らざる強辯を爲す事は、正しきを欲する日本人としては、敢て唱ふるを得ない筈のものである、又一部人の主張する一九二〇年、聯盟より日本に發したる「委任狀」には、「五大國の委任なることを記しありて、聯盟は、唯だ之れを承認したるに止まる」と云ふが如き、甚しき背信不當の解釋を試むることは、正理信義を主張する日本人としては、敢て爲すを得ない筈のものである、五大國は提案したるに止まり、聯盟が此の提案を承認し、茲に初めて、聯盟の委任た

る法律行爲は成立つたのである。

二

併し乍ら、委任統治地は、ヴェルサイユ講和條約第百十九條に規定せらるる如く、「獨逸が主たる同盟及聯合國の利益の爲めに拋棄したる土地」なるを以て、此の講和條約に基き、獨逸の拋棄に由つて得たる日本の權利利益は、日本國としては、永遠に之れを失ふ可らざるものである、日本人は、斯く解釋するのを正しとする、斯くして、委任地は、永遠に日本に正しく確保せらるべし。此解釋は、余の正しと信する所であるけれども、既に世界の確定解釋とはなつて居るや否やを余は知らない、ならしめざる可らず。

日本國としては、聯盟會議に於て夙に此事を聲明し置く可きものであつた、由來日本の代表に、此の外交的周密の用意なかりし如し、外交として大なる缺點であつた、脱退宣言の際に於ても、我代表中此の重要事を行へる人勿りし如し、無益の論争を爲せるのみにては、外交として巧妙味全くなし。今日にても、遅しとはなさない、蓋し正しき法理なるが故である、日本國は英

か佛か、或は英佛二國と相協定して、此の解釋を、國際的のものとなし、日本の爲めに、委任統治地の永遠の確保を講ず可きである、若しも此協定成らざる事もあらば、一方的に宣言するも不可なりとせず。

右の解釋方式にして確定したならば、聯盟總會又は聯盟理事會に於て、「委任解除の全會一致の決議」を爲すこと能はざるに至る可きなり、是れ萬全の方策也。

三

一九二一年のヤップ島に關する日米條約の前文に依れば、「委任統治地は、ヴェルサイユ平和條約に依りて委任せられたるもの也」と明記してある、米國としては、日本人の多くの人が主張する如くに、一九一九年五月七日の五大國の試みたる内部的協定を以て、確定分配と認めず、正しき見解に立つ也、而して、「米國は委任地の割當に與らず」と嚴然として明言してゐる、(協定の前文參照)米國は、五大國の分配せしものにあらずとなすなり、正解也。

正論に立てる米國としては、ヴェルサイユ條約第百十九條の規定に依りて、獨逸より與へられたる委任統治の利益は、之れを認むべし、此講和條約に依る權

利利益は、米國としても、之れを日本の爲めに認むるは勿論なる可し、米國はヴェルサイユ條約の否認國にあらず。

其故に米國に對しても右の解釋は、有力に主張せられ得るのである、固く主張す可き也。

四

右の法理によりて外交方策を行へば、南洋の委任統治地は、一部人の強辯せるが如き武力行使を、全然避るを得て、合法的に、平和に、而して永遠に、日本の統治する委任地として、存在せしめ得可きである、「日本の領土也」なぞと、日本人自らを欺き、世界を詐るが如きことは日本人として不信であり、外交として拙劣である、戒むべきである、日本人は公明正大なる大國民たるを期す可し、驕慢不信の言を放ち、若も其れが通り得ざるならば、「武力使用のみ」と豪語するが如きことは、國家を危地に陥らしむるものである、不謹慎なるを悟らざる可らず、法理と事實とを離れて唯た獨斷に自己を満足すとも、列國識者の前には無價値の言論たるのみ、識者は斯る淺薄の見を敢て持するを得ない。

三、委任統治の創設とウキルソンの演説

——研究資料として重要也仍て掲ぐ——

一九一九年二月十四日、ヴェルサイユ講和會議本會議に於て、國際聯盟規約の件に關し、列國代表の間に、公會が開かれた、此の世界的歴史は、外交史上重要のものである。

一日ウキルソンは、議長クレマンソーの指名に依りて、國際聯盟規約に關し、重要な一大演説を試みた、此の演説は聯盟發案者とも云はるゝ人の演説であり、立法者の意思とも見らる可き價值あるものである、此の日の事實は、當時の世界各國人の承認する所であり、佛國新聞初め、歐米の新聞に詳報せられたものであり、今日に至りて、之れを抹消することを得ないことは、勿論の理義である。

二

二月十五日の佛國の御用新聞ル、タンの記事に基き、右の大演説中の、委任統治に關する點のみを翻譯して、外交史研究上の參考に資する。(原文は後に附する)。

「……茲に他の一大進歩を見るのである、從來防禦力乏しき人民を併合し、戰爭の勝利國は、此等を、自國の目的に使用し來つたのである、然れども、我等は、此事態をして、終息せしむべきものなるを念じたり、其の未だ我等の國々に輝く如き文化を有せざる未開の人民に對しては、我等は、彼等の利益の爲めに行動すべきであり、我等の利益の爲めに彼等を使役す可からずとの義務を、我等は負ふものなることを、此所に嚴格に宣言するを欲する、此等人民の進歩の爲めに、其利益の爲めに、其等未開人民を指導し、且行政することを委任せられたる強國が、一切の場合に於て、其自國の利益を考へる前に、先づ其の委任統治地人民の進歩と利益とを考慮すること、なし、以て國際聯盟が、未開國人民の爲めに、注意を取ることとは、其の義務である。

歴史上より見れば、弱き人民は、良心なき國民の好餌となつた、獨逸は、其の歐洲以外の領土に於て、斯る政治を行つた、或場合に於ては、人民を進歩せしむることは、獨逸の利益と一致せず、人民を絶滅せしむることを、獨逸の利益也とさへ理解した、獨逸は、其の占領地人民を進歩せしむることを欲せずして、其所に、歐洲の植民地を建設する爲めに、人民の土地を奪ふにあつた。

新しき世界は、法の形式の下に、其の良心を、今日此所に表現する、曰く「此の方式は終焉せしめざる可からず」と。

我等が、既に、國際聯盟の委任を興へんと考慮しつゝある強國は、高き人道の精神を以て、右の事を行ふに適することを證明せる國々である云々。以下略

三

右ウキルソンの公明正大なる理想的演説は、當日、世界十四國代表の前に行はれ、ウキルソンの主張せるが如くに、「十二億の人民を代表せる人々」の前に提唱

せられたのである、翌日の各新聞は、何れも皆な、此演説を賞揚是認したのである、其故に、ウキルソンの一私言として見る可きものではなく、又五大國限りの意見と見る可きものではなく、全世界の公論と見らるゝものである、今日に至りて、此の世界的確認は取り消され能はざるものである、此佛文は、信用あるものである。

ウキルソンは、此日明かに、「聯盟よりの委任」なることを宣言し、列國人は、何等の反對もなく、之れを承認したのである、又ウキルソンの云へる所によれば、「人民の幸福進歩の爲めに、夫々強國が、聯盟より委任を受けて、政治するのであり」「人民の爲めに、注意を取るのであり其事を、「後見」と云ふ法律用語にて、後日に、條約文に表はされるに至つたのである、「後見」とは監督と云ふ意義である、此のウキルソンの演説が、列國人より承認せられたることによりて見れば、委任は併合にあらざるは、歴史として勿論であり、「併合をカムフラージュせるものでもないことは、明々白々の史實であり、公明正大なる人道主義の發露であるのを、認めざるを得ない。

四月二十八日の總會に於て、三十三國の代表の全會一致によりて、愈々國際聯盟規約は可決せられた、聯盟は、此時よりして形式上、設立せられた、「聯盟成立」として、當時歐米の新聞は、特筆大書して報道し、列國人は、此事實を確認したのであつた、(當時の佛國新聞參照)、此日クレマンソーは、ウキルソンに向つて先づ發言を與へ、ウキルソンは、簡單に左記の演説を爲した。

「今日決定の形式を以て提出せられたる國際聯盟條規に關し、其重要性を再び詳述するの要はない、此一大制度の建設によりて、世界の諸事務の確實性を保障し、平和の爲めに、最も適切なる條件の維持せらるゝを望む」と、此の全會一致によりて、ウキルソンの初めよりの主張は認められ、其れが、二十六ヶ條の「聯盟規約」と呼ぶ條約となつて、世界に遺されたのである。

日本の代表も、之れに賛成したのであつた、「國民平等」の提議が容れられなかつたことを遺憾とするの意思表示のみが、當日牧野全權によりて、述べられたに過ぎなかつた。

其故に、委任統治に關しては、日本全權の意見によりて、「as it」の原文を、「it」の一字を取り去りて、唯「as」のみに修正したからとて、委任統治地は、「聯盟の委任」であり、我が領土の一部となれるにあらず、併合領土にあらざるは、何等疑問なき所である、一部人の云ふが如き、「併合のカムフラージュ」にもあらざること、は、「信義を國際に篤ふす可き」日本人としては確言せざる可からざる理義なのである、外交史上、明白なる右の事實は、之れを抹殺し得ざるものである、外交史研究として、此重要事實を銘記するを要する。

四、MANDAT (委任統治) に關する學者の法理的的研究

一

東北帝大教授田岡良一氏は、「聯盟脱退と委任統治の關係に關する諸說に就て」と題する新しき論文を、從來の同氏所說の訂正として、公にせられた、法理研究上極めて有益の業である。

其れによると、同教授の最初に公にせられたる說とは、大部に變つた點も見へ、

理論上に精練が加り、理由の備はらざる從來の流行的俗説を、論破せられてゐる、左の如きものである。

(一)「聯盟脱退は、委任統治に影響を及ぼさずとの説の内には、其論據が、國際法學の見地より觀て、甚だ薄弱なる如く、私には考へられるものも往々存在する……聯盟より海牙常設司法裁判所に諮問せられるかも知れぬ……」
「帝國も亦是に備へる用意がなくてはならぬ」云々、然り此用意は、日本の學者として大切である、輕卒疎漫の俗説に同するは、學者として不誠實であり、又輕浮な獨斷は、甚しく無責任である、正論の出づるのを、正しき日本人は望む。

(二)「大戰中該諸島は、帝國によつて占領せられ、又帝國と英國との間には、右諸島を帝國の領土となす可き密約が結ばれたのであるから、帝國が、該諸島上に領土權を獲得せる事は、疑なしとするものがある、此説は、一般人の耳に入り易きが故に、廣く行はれる所であるが、國際法上の議論としては不充分である。」云々、然り、此種の幼稚なる俗説は、不充分と云ふより

も、斯る主張は、國民を過らしむる説であり、法理上、到底成立し得ざるものである、文化國日本人としては、口にす可らざる謬説である。

(三) 現在獨逸に於て、最有力なる説は、第二十二條に於ける「受任者として、聯盟の名に於て」と云ふ言葉に重きを置いて、兩條の關係第百十九條と第二十二條を判斷せんとする云々、と論せられ、獨逸の説を紹介して居られる、然り獨逸に於ける此事實は、松原一雄博士も、昭和八年五月の「國際法外交雜誌」にて、新に詳述せられて居る、法理の正しきを好む獨逸人のみならず此聯盟主權説は、塙國其他歐洲に多く行はれてゐることも、松原博士は紹介して居られる、聯盟主權説に關する外國の言説に付て、日本人は、細心注意するを要することを、兩學者は、日本人に警告して居られる、眞に學者らしき態度である。

(四)「國際聯盟は、國家にあらず、或は國際法上の人格を有せざるが故に、領土權を有し得べき筈なしと云ふ議論を以て、反對する人があるが、是は謬である云々」と、田岡氏は明白に反駁して居られる。

然り、條文からも、又事實からも、斯る説は或學者の研究不足より生じたものであり、謬見である事が、論斷せられ得る、休戦中の一九一九年四月に、既に夙にオツペンハイムは、佛文「國際法雜誌」に於て、聯盟の人格説を詳論してゐる、但オツペンハイムの論には、余の見る所にては、少しく不充分的所もある、其れにしても、法人説は正確也。昭和五年九月一日の「國際法外交雜誌」に、松原博士は、「左の文章は聯盟の性質を説明するに於て、吾人の意を得たものである」と、論じて居られるが、其の左の文章と云ふのは、「聯盟は、超國家的ではない、インターナショナルである、共同の基礎の上に、協力して働く諸國の一體也」(エ、ボデイー、オブ、ステーツ)と云ふのであり、「烏合の衆にあらざる」を博士自ら明言して居られる、其故に、唯單に、「國の連合」であるとか、「烏合の衆である」とかと云ふ或學者の説は、否定せられた譯である、斯る従來行はれたりし某氏一派の解釋は、謬りである事を、田岡氏は、最近に至り、更めて論斷して居られるのである。

(五)「五大國は、一九一九年五月七日の會議により、獨逸植民地を、英佛等に分

屬せしめ、南洋諸島は、日本に屬せしめられた、當時は、未だ國際聯盟の成立を見ざる時であるから、聯盟は是に與らず、従つて聯盟より、日本に委任せる事實はないのである云々の俗説は、疑ふ可きである」と、明白に田岡氏は新に説破して居られる。

然り、此説は、余の初めより論じ來りし如く、法理上、成立し能はざるものである、五月七日は、當時未だ平和條約は、全然成立して居ない、唯だ聯盟規約が、其の前月の二十八日に、三十三國の公會にて、採用成立したのみである、此の前後の事實を、妄斷せざることが肝要である、既に形式上成立せる此の「聯盟の委任」として、後日平和條約の効力が生じたる時分に、平和條約其者を以て、獨逸土等の敵國が、其領土を拋棄し、其自由處分を五大國の利益の爲めに承諾したる領土に付て、五大國の提案を以て、聯盟の委任地として、夫々統治せしめんとの内輪的の一協定が、五月七日に成立したに過ぎないのである、休戦中敵國領土を五大國は、平和條約成立以前に、處理する權利なきことは、法理上明々白々一點の疑問なき所である、

此點は、田岡氏の説かるゝ通りである、條約の解釋に付て、當年の史實は無視するを得ない、之れを無視しては、正しき解釋とはならない、史實的時間の問題に付て、前後を專擅的にも轉倒し、某氏の説ける如くに、五月七日に、「有効に敵地を處理した」と説き、「聯盟は其以後に成立したりなぞと、論ずる獨斷的説は、全然當年の史實無視である、然るに、此俗説は、日本に於て、研究心乏しき人々によりて、一般に輕率に盲信せられ、「此の解釋あるが故に、日本に何等の憂なしなぞと、國民をして輕信せしめたのである、此失態は田岡氏の新しき論破に依りて、消解せしめらるべく、同氏の努力に感謝す可きである、斯る理由なき説は、日本の名譽の爲めにも、速に一掃せらるべきものである。

(六) 田岡氏は、「委任狀の前文」に關し、委任狀の解釋としては、「五大國が委任を授けたのである」との從來の俗解を論難せられ、「斯く解釋する能はず」と説いて居られる(パンフレット第二冊第二八頁)

然り、「委任狀」に由れば、「第二十二條に基き、一委任が、受任國に與へらる

ゝことに、五大國は一致した」と云ふに止まり、「五大國が委任した」などの文句は、全然原文にはないのであり、斯る解釋を下して居らるゝ人は、原文の文章を、充分に研究せられずに、邦文譯の文字のみを見、斯る謬斷を下して居らるゝなるべし、輕卒にして有害である、斯くして、從來の謬説も、

田岡氏の新説に由りて、亡び去るべきを、法理の爲めに慶賀する。

以上の如くに、田岡氏は、舊來の謬説を駁せられ、從來世上に輕信せられつゝある俗説の失當なるを糺斷せられた、其の研究に忠實なることに付て、敬意を捧げて、然るべきを感ずる、若しも、初めより、同氏に此種の明論ありしならば、日本の學界及世人の爲めに、如何に利益であつたであらう。惜む可し。

二

田岡教授は、新なる解説方法を試みられ、又或は從來の説を詳述せられ、東南亞弗利加のキオンガが、「舊領恢復」の原則に據て、葡萄牙に復歸したる事實を擧げられ、「之れあるが故に、委任地に於ける受任國の有する權利は、領土主權也」と説かれ、「受任國主權説以外に、適當の解釋方法なし」と論結せられる、此の論

斷が、世界の人々より賛成せられるものであるならば、それも宜しかるべし、余は、斯る説に賛同することは、乍遺憾、不可能である。

余の見る所によれば、左の如き重要史實を根據とする見解に由れば、田岡氏の解釋は、到底成立するものではないと信するのである。

獨逸初め、敵國が、舊來領有したる領土及植民地に付て、聯盟規約明規の如くに、「其の主權者たる事が止みたるものは、換言すれば、平和條約を以て、獨逸が拋棄したる土地は、味方の五大國が、條約により、其等に付て、自由處分を爲す權利を得たのであり、舊來行はれたる「併合」と云ふ事を、五大國は、完全に合意の上、斷然排斥したのであつた、其れがヴェルサイユ會議及平和條約であつた、夫故に、拋棄せられたる土地が、一瞬時たりとも、五大國の領土となり得ざるは、自明であり、五大國は、獨逸等の拋棄したる土地に付て、大部分は、之れを、第二十二條第一項第二項の原則に基き、「聯盟の委任統治」となし、他の若干の土地は、「舊領恢復の主義」を尊重し、舊國に復歸せしめ、他の或土地は、「獨立の地域」となしたのである、之れヴェルサイユ條約を通ずる敵地處理方法である。

此種の處置は、五大國が、平和條約に依りて得たる自由處分の權利に由り、平和條約に基き、合法的に爲したのである、平和條約を離れて爲したのではなく、又平和條約成立以前に爲したのではない、以前には、此の權能はないこと明である、而して聯盟規約第二十二條の、「委任」は、其初めより定まれる、「不割讓非併合の原則」其者の確認であり、列國の公認であり、「委任」は「割讓」にあらざること、事理上何等の疑問はあり得ないのである、其故に、第二十二條に依る「聯盟の委任統治地」は、初めにウキルソンの公言せる如く、公法的に、「聯盟よりの委任」に基き、受任國によりて統治せらるゝ土地であり、其れが、「受任國の領土」となるべき何等の理由があり得ないのである。

右の如き、當時の重要史實を基として解釋すれば、田岡氏の解説は、疑問となり來らざるを得ないのである、此點に付ては、一層の研究を積まれ、明白に解説せらるゝ事を祈る次第である、同氏の云はるゝ如く、條約の全體より見るを要し、當年の重要なる史實は、之れを輕視し、又は無視するを得ないのである。

松原一雄博士の「國際法外交雜誌」五月號中の論文にも、左の如き、從來の俗説に對する新しき反駁が掲げられてある。

「受任國主權論は、非併合の原則と、如何にして調和せしめ得るであらうか、委任統治は、併合論と非併合論の妥協の結果である、妥協ではあるが、各當事國は、非併合主義に同意はしたのである、此主義が、主義として、又原則として、消滅したものであるまい、前述の如く、「主要國すらも、主權を一時たりとも獲得したものでない」と云ふ論もある位である、フアン、レースの云ふ如く、「受任國が主權を有するならば、——即ち之を自分の領土と看做し得るならば、——自分の領土に、委任統治はをかしい」との論も、成立するであらう、委任により、受任國は、「併合の權利を得たるにあらず、後見の義務を負へるのみ」との、ストアノウスキーの言も、一顧の價値なしと云へぬ云々……しかし、公然之を「主權」と稱し、之を「割讓」と唱ふるに至つては、「無併合の原則を棄てたことになる、従つて方々から異論も出よう」云々。

松原博士は、右の如くに、「受任國主權説」の非理なるを論破せられた、注目すべき研究である、又松原博士は、「主權の所在如何と探し廻つても何所にも、確たる所在は認め難いのである」（「國際法外交雜誌」五月號第二一頁）と論じて居られる。蓋し、「聯盟（ソシエテ）に人格なし」との同博士の見解としては、必然に斯る論結になるのであらう。

兎に角、同博士の新研究に由りて、受任國主權説の理由なき事が唱へられた、法理の爲めに賀すべき研究である。

尙ほ松原博士は、獨逸佛諸國及米國に於ける學者の諸説も、紹介して居られる同誌参照重要也、其内にて、「主要國主權説」に對する反對論を、五點によりて詳述して居られる、左の如し。

(一) 主要國たるものは、今や消滅したのである、即ち受任國の指定を行ふて、之を理事會に通告した以上、最高會議の役目は、委任統治に關しては終つたものである。

(二) 主要國は、其主權を留保して居ると云ふべき形跡がない。

(三) 主要國は、最早委任條項の變更に容喙するの權限を有しない、其變更は、理事會の同意を要することゝなつて居るのみである。

(四) 主要國は、委任地域の施政に參與しないばかりでなく、之に對する監督の權限もない、監督權は聯盟に屬する。

(五) 主要國の共同主權を、委任地に認むるとせば、其地域は、主要國の共同領土であり、其の、「人民は主要國の複數國籍を有しなければならぬと云ふ奇態な現象を呈することにならう」(同雜誌第一三頁)。

松原博士は、斯くして、「五大國主權説」の理由なきを擧げられつゝある、同博士は曰く、「何れにせよ、右の主要國主權説は、右の事情によつて、甚だ影の薄いものと云はねばならぬ」と、(第一四頁)。

四

松原博士も、田岡教授も、新に研究を發表せられて、從來日本に行はれし委任統治論の不當なるを論破指摘せられた、委任統治論が從來甚だしく不完全なりしことは、斯くして明白となつて行くのである。

學者は、理路を正しくして、史實と離れざる法理を研究し、學界の爲めに又國民正導の爲めに盡すこと肝要である、滿二年先き以後に生じ來るべき事態を考へ、細心注意緊急事なり、政界人の俗論のみに委するは、學者として不誠實なを免れざるべし、海軍の大膽なる主張は、學問上の言論とは、關係なし。

五

日本の學者が、「委任統治論」に關して、從來研究の不充分なりし事は、最早明白となつた、之れ遺憾至極の事である。

從來或學者が、「五月七日の最高會議に依りて、委任地は、分配せられた」と説いたのは、國際法無視の説であつた、「平和條約の成立に由らず、唯だ味方同士の間にて、敵國領土の處分を爲せり」など云ふことは、國際法の允さざる所たるは、幸に世上に明白になつた。

委任狀を原文に依りて正しく解釋して見れば、「五大國が委任した」と云ふが如き從來或學者の唱へたる解説の生じ得可らざることも、幸に明白となつた、委任狀は國際聯盟條規第二十二條に適應して、南洋諸島を統治する爲めに、日本國

皇帝陛下に、「一つの委任狀が附與せらるゝ事を、五大國は同意したり」と云ふのが原文であつて、「五大國が委任を與へる」と云ふ意義は、全然ないのである、即ち其の委任狀は、第二十二條の條規に由る委任であり、第二十二條を離れて、存在する委任にあらざることが、明白となるのである。

又當年の史實より觀れば、當時の佛國其他の歐洲新聞紙の報せる如く、一九一九年四月二十八日、聯盟條規は、公會に於て三十三國の合意の下に確定したのであり、聯盟の事務總長は、サー・ドラモンドと定められる事が、ウキルソンの口よりして公宣せられ、聯盟は、形式として、其時を以て成立したのである、其の翌五月七日に至りて、右第二十二條に基き、聯盟の委任統治地として、南洋其他の敵國領土が取扱はるべきことを、五大國は、外交的に、唯だ内部的事實として協定したのであることも、最早明白となつた。

當時ウキルソンは、「征服及領土擴大の日は、既に過ぎ去つた」と宣言し、此言は五大國其他より採擇せられ、原則として、「併合」を行ふことを禁絶し、其れが條約となつて、表はれたのである、其れが即ち第二十二條である、日本に併合せ

らる筈なく、五大國に共同併合せらるゝ筈もなき也。

四月二十九日の佛紙ル、マタンには、有名なる外交記者、ステファン、ローザンヌの筆を以て、「國際聯盟規約は採用せられたり、ウキルソンの主張は、勝てり」と大書し、前日即二十八日の公會の事情を詳報したのであつた、此の史實は無視する能はざるものである、「非併合」の原則は、列國によりて、斯く自由に、明確に採擇せられ、其れがヴェルサイユ全條約の中に、列國の合意として表はれ、獨逸其他敵方の領土の拋棄せられたるものは、之れを、五大國に、共同に併合することなくして、(一)舊領恢復、(二)獨立自由市、(三)聯盟の委任統治地の三種となり、「領土擴張」と云ふ舊來の方式は、全然見ることなくして終つたのである。

條約の解釋に關しては、史實と條文とは、無視する能はざるものである、之れ必守の原則也。

學者は、學問の爲めに生き、學者たるの責任を盡す可き也、曲解は允されないこと勿論なり、委任統治論に關して、一二の學者によつて研究の新にせられた

るを、國際法學の爲めに賀する、輕卒の俗論は國を過らしめる。

一九二〇年十二月七日C式委任統治に關しての帝國政府の宣言がある、其の文は左の如し、(後に掲げあり)

「帝國政府は、國際聯盟の根本精神上、將又聯盟規約の解釋上、通商及貿易上の機會均等の保障に關する一項を、C式委任統治條項中に挿入すべしとの帝國政府從來の主張が、正當なることの確信を有す」云々。

即ち、委任統治地は、併合領土にあらず、従つて世界各國均等に、商業上の機會均等權を有す可きものであるとの、帝國政府の聲明である、換言すれば、「五大國の共同領土也」との説への反駁である、日本國は、今更此の聲明と背反する見解を主張するを得ない。

五、委任統治地土民對南洋廳の爭議と國際聯盟

一

我が南洋委任統治地は、日本が、「聯盟の名に於て」(au nom de la Ligne)土人の上

に「土人の福祉及發達を祈る爲めに」後見の任務を、ヴェルサイユ條約により、行はしめられて居るに過ぎずして、日本の領土にあらざるが故に、(リーグオブネーションス條約第二十二條)、日本としては、日本臣民にあらざる地方土人の權利を、條約に基き、充分尊重し保護すべきは、其必然の義務である、此の地方の政治に當る日本の官憲が、ウキルソンの爲せる公宣を無視して、恰も征服せられたる未開地土人を、專制的に統治するが如き氣分を以て、統治す可きにあらざることば、文明帝國の官憲として、固く認識せられつゝあるを、余は確信する、我等日本國民は、條約を確守することを勿論である。

二

昭和六年四月號の「法律春秋」に於て、國際聯盟東京支局の栗飯原晋氏が、論述せられたことあるが如くに、サイパン島の一土民アントニオカブレラなる人は、一日本人正清氏を代理人として、「其所有地を、南洋廳より、理由なくして沒收せられたるは、不法也」として、國際聯盟に訴へ出でたりし一事件がある、此事件は、何故か、事務の取扱甚だ緩漫にして、久しきを経て、未だ解決せらるゝ

に至らない、其れが爲めに、土人より、重ねて、國際聯盟に訴へ出でらるゝに至つたのであるが、若しも、條約は誠實に履行せざる可らずとの考慮の深い人であり、且つ西班牙及獨逸兩國の公文證明書は、土人所有權證明の證據として信用す可きもの也と認むる人であり、又土人の身に取りては、其の父祖傳來の財産は、尊い物であるなるべしと同情する人であり、又此の受任地の政治は、日本新領土の專制式政治の如くに、唯單に權力を以てのみ臨み得可きものにあらざる事由あることを深慮し、日本帝國の大局の利害を、高所より判斷するを要すると考へる人であるならば、土人に速に、其の父祖傳來の所有地を戻すことが、「妥當也」と思はるゝ性質のものである。

本件は、若しも土人の主張は不當也と國際聯盟が判斷するに至るならば、其迄の事であるけれども、然らざる限りは、土人としては、幾度なりとも、聯盟に訴へ出で、南洋廳と争はざるを得ざるべき性質のものである、蓋し土人が、父祖以來自己の所有物也と信じて争へる以上は、而して西班牙と獨逸との兩國が土人の權利を公文を以て確めつゝある以上は、且つ日本政府側には、何等の證

據なき以上は、土人として其の主張を正しと固く信ずるのが、權利の主體者として確かに正しき信念なるべきが故である、何人としても、同一の方向に進み行かざるを得ないであらう。

三

本件に關し、國際聯盟の委任統治に關する委員會が、先年如何なる判定を一時的に下したもものなるかを、左に其の原文に依りて、明にして見る。

同判定に依れば聯盟は、土人の提出せる證據を確認し、其權利主張は、正しきもの也と認められつゝあるかの如き態容を窺ひ得可く、唯だ、「未だ充分法律上の手續きを盡さざるものなり」との、日本政府の外交官の一方的主張に、花を持たせつゝ、解決を後日に遷延せしめつゝあるものなるを知ることが出来る。原文は別紙の如し。

茲には原文の抄譯を掲げる。

國際聯盟統治委任に關する常置委員會第十九回
會議事錄要綱抄譯（バラシオ氏報告）

- (一) 一九二九年十一月二十五日附の訴願なり。
- (二) 請願人より提出せられたる諸種の文券は七種あり。
- (三) 其等の文券に關しての説明は左の如し。

- (1) 申請人は西班牙及獨逸時代に於て自己の所有地たりしことを證明する書類を提示す。
- (2) 受任國は、事件の本質に觸れて委員會が審査するを欲せず、其の理由とする所は、此の土地の上には、日本の法令が行はるゝものであり、此の法令に依れば、本件は司法裁判所に提起せられざる可らざるものなるを以てなりと云ふに在り。
- (3) 受任國は、本件土地は、ヴェルサイユ條約第二百五十七條に依り受任國の國有地なりと主張す、然れども土民は、西班牙及獨逸の證明書を以て、國有地たるを斷然否認す。
- (4) 受任國は、本件に關し、土人は唯單に行政官廳に對して、訴願したるのみなるを以て、未だ司法裁判所に訴を提起するに充分の餘裕ありと主張す、然れども、土人としては、本件に付ては其の初め司法裁判所と協同して土地を取り上げたるものなるを以て、行政廳が訴願を拒絶したりし以上は、之を裁判所に訴へるは、全く愚なりと唱へつゝあり。
- (5) 結局、受任國は、何等の證據を提出せずして、本件土地は、獨逸時代獨逸の國有地なりしと主張するものなるが故に、即ち立證なき主張なるを以て、土人の主張は正しく見ゆ。
- (6) 併し乍ら、常置委員會は、裁判所にあらずして、而して土人としては、尙ほ手續上權限ある裁判所に訴へ得きものなるを以て、本件は、其の裁判所に訴へ出づるよう、請願人に助言するより他に方法なしと考ふ、但し其の裁判は、少くとも證明せられたる事實の上に行はるべく、法理によりて支援せらる可きものなりとす。
- (7) 其故に常置委員會としての余は、(バラシオ氏の事)本件は土人の爲めに開かれたる法律上の手續を未だ充分盡さざるものなるが故に、委員會は、本件を處理する能はざること、委員會としては裁定さざるを得ざるこ

とを、委員會に提案す。(以上は主査委員バラシオ氏の報告なり)。

(註) 右の決議文にて、本文に關する聯盟の見解が明かに窺はれ得る、土人に有利なる説明と見ざるを得ない。

權限ある裁判所へ訴へるやう、勸告するより他に方法なしと云ふにあるを以て、請願者にして、本件は行政裁判所へ訴へ出づるを至當と主張し、此種の裁判所未たなし、従つて既に手續は盡されたりとの事を聯盟に訴へ出づるに於ては、聯盟は之れを審理し、然るべき判定を下さざるを得ないであらう。今現に、此の意味に於て、再び訴願が聯盟に提出せられつゝある。

四

東京の獨逸の大使が、本件に關して、土人の代理人の請求に基き、如何なる證明を土人の代理人に與へたりしかゞ、最も重要な觀點であり、之れに依つて、理否は定まるのであるが、先きに南洋廳長官たりし某氏は、「獨逸大使の證明は信用するに足らず」と公然土人の一代理人に向つて明言せられたとの事である、之れ代理人某が某人に話せる直話である。

而して某と云ふ舊の長官は、代理人の間へるに對して、生死も居所も分明せざる一人の獨逸名のフリツツと云ふ人を、同代理人に告げ、「此人が證人なり、問題の土地は、獨逸時代には、獨逸の國有地なりしことを、此の獨逸人は云へり」と大膽にも公言せられたとの事である、併し乍ら、生死も居所も不明の人を以て證人なりと公然揚言し、東京駐劄の堂々たる獨逸國の代表使節たる獨逸大使の證明は、「信す可らず」と公言したる此の某氏の言は、如何にも不可解の事に思はれるけれども、確に斯く言明せられたりとの事である、何人も寧ろ誤聞なるを祈るであらう。

獨逸大使は、外交上斯る不謹慎の如き觀ある言を放てる日本の舊官吏ありとし、此の事態に接したならば、果して之れに満足し得らるるであらうか、之を外交上より見て、問題となるべきを或は憂ふる、左に獨逸大使の與へたる證明の約文を掲げて、土人の所有權は明白であり、今日にては、其の證明によりて、疑ふの餘地なきものゝ如く見ゆる、證據もなしに、南洋廳が、之を、「獨逸の國有地也」と主張しつゝあるのは、反つて法律的ならざるを日本國の名譽の爲めに遺

憾の如くに感せしむる、

獨逸大使の證明書

一、獨逸政府は一八九七年九月三日附アガナの土地臺帳に登記せられたるサ
イバン島の土人アントニオカブレラの土地所有權を確認したり。
二、獨逸政府の調査する所に依れば、上述アントニオカブレラの土地は、獨
逸政府に依りて沒收せられ又は所有權を取り上げられたる事斷じてなく、
又土人自身之れを放棄したる事も斷じてなし。

五

先年日本の一外交官が、本件に關し、ジュネーヴの國際聯盟委員會に於て主張
したる所によれば、本件は、日本の司法裁判所に訴へざる可らずと云ひ切りつゝ
ある、然るに、其後に至り、南洋長官〇〇氏が、土人の代理人に與へたる公文
を見れば、「若しも司法裁判所に出訴せらるれば、受理せらるべしと思量す」とあ
る、二つの文章の強弱が全く異つて居る所に、一黠曖昧性あるを現示しつゝあ
るかに見える、土人より見れば、既に聯盟も指摘する所の如くに、(公文に在り)

證據もなしに、土人の所有地を沒收したる行政行爲其者を取消されさへすれば、
其れにて満足するのであり、其れにて目的は達せられるのである。此の點より
見れば、本件の訴は、行政裁判に出訴して然る可き性質の事件であるけれども、
南洋には、此の種の裁判所は未だ設けられて居ないが故に、其方法なきを如何
せん。

土人の側より見れば、「司法裁判に訴へざる可らず」と見るべき法的性質の事件で
ないと云ひ得る、若しも、唯だ「權利確認」を日本官憲に訴へ出づる爲めであるな
らば、其訴は、司法裁判所にも宜しかるべき法理である、併し乍ら、官廳側
には證據なく、不法に取り上げられ、土人の爲めには證據は西獨兩國公文に由
りて明確なる本事件に關し、「權利確認」として、司法裁判所に訴へ出づるにも及
ばない問題である様に見へる、不法處分の取消を請求するのは不當ではない。
又況んや同島の司法裁判所は、法規の示すが如くに、獨立の裁判所でなくして、
官制上南洋廳長官の配下に在るが故に、土人としては、安んじて此の司法裁判
所に持ち出し得ないと思つても理由があり、聯盟の裁定書にも、此事が明

かに示してある、立法司法行政の明確なる分立なくば、裁判所は必ずしも公正とは云ひ得可からざる疑あるは、何人にも首肯出來る。

六

是に於て、土人の代理人は、再び聯盟に向つて、事情と法理とを備へて、不法行政行爲の取消を至當とし、救済を訴へ出でた、之れ亦條約上及法理上不當の方法にあらざることを勿論であり、聯盟は、「日本政府を經由し訴を提出すべし」との旨を、土人の代理人に通牒し來つた由である、委任者たる聯盟としては、斯くするのが其權利であり、又義務である。

何れ又何分の裁定のある事であらう。
日本としては、文明の國家としての大局的考慮を以て、土人の權利を認め、適當に迅速に、本件を解決するのが、適切賢明であるように余には見へる、斯くして、土人悦服し、日本の名譽全ふせられたならば、其れで條約は尊重せられ人道は重んぜられ、後見の任務は完ふせられ、特に土人の權利を證明したる獨逸大使も、何等の不服なかるべく、斯くあることが、萬全の方法なりと余には

見へる。

七

サイパン島は受任地であつて、日本の領土ではなく、其の土地の上に、日本國の所有權は疑問なる如し、日本の官憲が、之を「國有地」と唱ふるは、聯盟の指摘せるが如く疑義がある、唯だ管理地たるに過ぎまい、日本としては、土人の土地は、宜しく土人に與ふべし、強いて土人と争ひ、強辯以て、其の初めよりの行政行爲を改めざらんとし、權力を以て、土人の土地を取り上げて見た所で、法理上、押し通し得る筈のものではなく、又何等の利益は日本にはあり得ない此の理を日本人としては、慎重に考へる事が大切であらう、重要な國策なり。事件は、文明の中心より遠く離れたる一小島内の、一土人の猫額的所有地の争であるにしても、法律的問題としては世界的であり、關係する所頗る廣く且つ大きい、興味を以て、余は之を取り調べたる次第である、余としては、斯る事件の研究に付、未知の人より、余を信頼して依頼せられたりし以上は、之れを公正に學理的に研究し、是非を判斷することが、學究としての義務なりと信す

るのである。

八

或は、日本の引受けつゝある委任統治地は、聯盟條約第二十二條第六項に依るものであり、日本文條約としては、「受任國の構成部分として、其の國法の下に施政を行ふを最善とす」とあるが故に、日本の自由に行政すべきものであつて、聯盟より干渉を受く可きものにあらざると唱へる人もある。併し乍ら、第二十二條第六項あるが故に、同條第一項及第二項の委任統治に關する大原則が、取り消されたりと見る可き理由はなく、本來委任地なるが故に、日本の領土にあらざる事は、云ふ迄もなき事であり、土民の福祉に關しては、受任國としての義務を負はされつゝある事は、特に但書を以て明規してあるが故に、聯盟として此點に付て、日本の統治に容喙し得るを、日本は拒み得ない、聯盟は此の義務の完全に行はるるや否やを監視する權利を有し、受任國より、満足し得可き報告を求め得るのであり、又此れが爲めに、「永久の委員會」が、聯盟に常設せらるべき事を、締約國はヴェルサイユ條約を以て、初めより確約したのである、其

故に、日本の委任統治地に關しては、日本の官憲は、「總て自由に行動し得て、何等聯盟の干渉を受く可きものにあらざつ」との見解は、條約を無視したる不法の見解であり、文明なる日本國としては、斯る不法の見解を持す可き筈のものではない。

日本文としては、「受任國の構成部分として」とある、日本文は條約上の本文ではない、併し乍ら、佛文條約には受任國の「Comme une partie integrante」とある、「日本領土の一部の如くに」と解して、初めて意義は明白となるのである、構成部分其者と解すべき筈のものではない、「割讓」にあらざる事は、勿論の事である、聯盟よりの委任地たるを忘れてはならない、信を列國に篤ふする爲めには、我等は曲解してはならない。

土人の福祉増進を列國に約束し、條約を以て、之れを帝國の義務と定めたる以上は、此の約束を守りて、委任統治を完全に行ふを要する、大本の國策なり。

六 某方面の委任統治論と其の謬論と見らるる重要點指摘

左に某官憲方面の委任統治論を摘載し、其理否を批評し見ん、其全文は次章に附す。

(一)「一九一九年一月三十日の十人會議に於て、聯盟主權主義を基本とする委任統治制度は、全く放棄せられたるものなり、此以後に於て、ウイルソンは、「國際聯盟の委任」云々と演説する筈なし云々との某官憲方面の主張。

評に曰く

一九一九年二月十五日の、講和會議情報として、佛國御用紙ルタンの掲げたウキルソンの演説は、今更日本人の註文を以て、之れを改版せしむるを得ない、奈何んせん、是れ當年の事實也、ウキルソンは、二月十四日の本會議に於て、「非併合」を聲明し、「聯盟の委任」たるを宣言した、而して列國代表は、之れに賛成した、其以後に於て、ウキルソンは、「五大國に併合す」などの變説を、無責任にも唱へ得る理なく、其以前に於て決定せる事項を改廢して宣言する權利なし、列國代表も亦然りとする、當時の佛國新聞を見るべし、後章に掲げあり。

(二)「獨逸の海外領土は、主たる同盟及聯合國に割讓し、斯くして、或る一國に割讓することを廢止し、斯くして當時流行の非併合説を尊重したり云々」。

評に曰く

併合とは、「唯だ一國へ敵國の領土を併合することに限る」と云ふが如き、定論でも、若しも世上にあるならば、右の解説も、宜しいであらう、併し乍ら、ヴェルサイユ會議に於て、領土の併合を、嚴格に禁止した以上は、獨逸の舊領土を、五國へ共同に割讓すること、即ち共同併合も、亦禁止せられたるものと見るのが理論である、非併合説を尊重し乍ら、「五國への併合」を是認するは、全く論理無視の議論であり、成立し得ざる説たるなり。日本の説としては、餘りにも論理の無視に過ぐるを憾む。此の謬論は、「拋棄」と「割讓」を、強いて同一意義に見るの無理より生ずる、改めざれば理論とならず、列國の理論家より論破せらるべし、日本國の名譽にあらず。

(三)「委任の決定は、五大國が爲し、聯盟は之れを唯だ承認したるに止まる云々」

の說。

評に曰く

理事會が承認して、茲に初めて、法律上に委任が決定せるなり、即ち法律上の決定者は、理事會其者なり、決して五大國にあらず、五大國は、此の法律上の決定に至る迄の手續を爲せるに過ぎざるものである、其故に、當時の委任の公文に明かなるが如く、「提議したるに依り」と、委任條項の公文には明白に記載してある、凡そ提議と決議とは、異なる行爲なり、五大國は、唯單に提議したるに止まる、五大國は、決定したるにあらず、五大國には、斯る決定の權なきこと、法理上云ふ迄もなき所なり。

要するに、其れが唯だ單に、紙上の論戰でもあるならば、人の考方にて、勝手なる放言を爲し、何んとも唱へ得ることであり、「萬一の場合は腕力又は武力のみなどと、人氣取り式に、自己満足的に、強硬をのみ唱へ得るであらう。併し乍ら、全權と全權との間に於て、親しく重要問題を談判する時に、理論の通らぬ事を主張するならば、其國の一大耻辱となり、外交上の無態なる敗北と

なることは必然である、正しきを欲する日本人は、此點に付て深慮すること肝要なり、日本の外交は、正論を以て勝利するを要する、廣田外相並其配下の賢明なる外務當局は、「委任地は日本の併合領土にあらず」と、内外に聲明せられつゝある、之れ正しき聲明である、日本の外交をして正々堂々たらしめんことを祈る。

七、委任統治の研究と某方面よりの公明なる書簡

左記は、余の意見の陳述に對し、某知人より、公文として余に與へられたる書簡である、凡そ意見の交換は、同胞として禮儀正しきを肝要とする、「國論々々と誇唱し、唯だ一部官僚者流、一部學者、猪突派のみの意見、然かも研究甚だ足らざる獨斷的意見を以て、眞面目なる學徒の研究を壓迫せんと試るが如き、不法非禮なきことが、大切である、余は某方面よりの書簡の公明正大に感謝しつゝ、此の書簡を、此所に戴録して以て、余の論述は、正しく國論を導かんとし、正しき國策を助けんとするの意にあることを明かにする。

「拜啓時下盛夏の候益々御清適奉賀候、陳者曩に昭和九年七月六日附拙信を以て

委任統治問題に關する〇〇〇〇の説明書を貴覽に供し置きたるに對し、御渡満中御繁用の際にも拘はらず、累次の貴信を以て、右説明書に對する貴見詳細御垂示被下拜讀仕候、右貴見に依り、當方の裨益したる所少からざる次第に有之、玆に御高配に對し、深謝仕候。

申迄もなき儀乍ら、帝國の聯盟脫退完成の時期も間近に迫りつゝある此の際に在りては、脫退後に於ける我委任統治地域の歸趨に關する問題の研究は、一日も等閑に附し難き重要且機微なる問題に有之、從て當方に於ては、貴博士の唱道せらるゝが如く、公明の理に基き、委任統治に關する法理を研究し、聯盟脫退後に於ける我委任統治權の確保の爲、萬全を期し居る次第なるに付、貴博士に於かれても、右御了承の上、邦家の爲め蘊蓄を傾けられ、帝國政府に於て所期の目的を達成し得る様、當方の鞭撻方、今後共折角御配慮相煩度、御禮言上旁々、此段御依頼申上候

昭和九年八月卅一日

蜷川新殿

某氏名

八、某方面の委任統治論の全容と短評

一、一九一九年二月十四日の講和會議に於ける「ウイルソン」の演説に依りて、「聯盟の委任」確認せられ領土併合は禁絶せられたるに非ずやとの點

(イ)現行の委任統治制度か、果して聯盟委任主義を採用し居れりや否やは、委任統治制度成立に關する經過及史實を研究したる後に於て、始めて克く斷定を下し得る次第なり、(評)に曰く此の事が大切也、世上に此點の過多し依て此の點を明かならしむる爲、一應現行委任統治制度成立の經過を再檢する要ありと思考する處、現行委任統治制度なるものは、南阿の「スマツツ」將軍が、一九一八年「國際聯盟」に關する實際的見解」と題する著書中に於て、委任統治に關する見解を公にしたることに胚胎するものにして、即ち同將軍は、國際聯盟を以て、世界大戰の結果解體せる露國、奧國、及土耳其に隸屬せる人民及土地の相續者と爲し、是等地方の統治を、植民地の統治に經驗ある或一國に委任すべきものと爲せるに對し、「ウイルソン」大統領は、一方

に於て、前記「スマッツ」將軍の聯盟中心主義委任統治制度を採用すると同時に他方に於て、委任統治制度を舊獨領海外屬地にも適用することと爲したり、(ウイルソンの第二及第三規約案)然るに、右聯盟中心主義の委任統治制度に對しては、併合主義を主張せる英國自治領側より、猛烈なる反對起りし爲、英本國側に於ては、折衷案を得ることに焦慮したる結果、茲に所謂「スマッツ」決議案なるものを得、右は、「ロイド、ジョーヂ」に依り、一九一九年一月三十日の十人會議に提出せられたるが、「ロ」氏は、其の際該案は、自治領側の眞意を表示するものに非ざるも、自治領は單に、妥協策として、之を受諾するに過ぎざる旨を公言せり、右「スマッツ」決議案は、結局僅少の字句の修正の後、十人會議を通過したる處、右委任統治制度なるものは、一九一八年の「スマッツ」案又は「ウイルソン」案中に掲げらるるものと、全然基礎觀念を異にし、聯盟が戰敗國の領土及人民の相續者なりとの思想を排除し(評に曰く、斯る排除の事實なし)「ウイルソン」案中の聯盟主權主義を表示する明文を削除すると同時に、受任國領土の構成部分として(評に曰く、如く

に也、「トシテ」にあらず、Comme si也、誤解す可らず)其の國法の下に施政を行ひ得る、所謂C式委任統治なるものを認めたり、右「スマッツ」決議案の殆ど全部は、聯盟規約第二十二條の採用する所となりたると同時に、他方對獨平和條約第一百九條に於て、「獨逸國は其の海外屬地に關する一切の權利及權限を主たる同盟及聯合國の爲に拋棄する旨の規定定められたる結果前記「スマッツ」案の指示せる、委任統治制度の基礎的觀念の變更、茲に確立せるに至りし次第なり、或は現行委任統治制度を論ずる者の中には、當初の「スマッツ」案又は「ウイルソン」案中に掲げらるる國際聯盟至上主義を、基礎觀念とする制度が、其の儘規約第二十二條として採用せられたりと信ずる者少からざる處、右は前記委任統治制度制定の經過に徴するも、首肯し難き次第なり(評に曰く、聯盟主上主義と云ふ主張に固執するは勿論要なき事たる也。會議に伴ふて原案に改廢あるは必然の事たる也。聯盟自ら國を統治する主義が棄てられたるのみ、聯盟の委任が棄てられたるにあらず、主上主義と云ふ文字自身が明確を欠く)。

(ロ)依是觀之、一九一九年一月三十日の十人會議に於て聯盟主權主義を基本觀念とする委任統治制度は、全く放棄せられたるもの(評に曰く、聯盟自ら國を統治する案が葬れたるのみ)なるに付、右一月三十日以後に於て、「ウイルソン」が、「國際聯盟の委任云々」を演説するの筈なしと思考する處、講和會議議事録に依れば、一九一九年二月十四日の「ウイルソン」演説中、問題の部分は左記の通りにして、「ウイルソン」は、右の中(評に曰く、英文のみ頼る可らず佛文も参照すべし)に於て、必ずしも「國際聯盟の委任云々」とは述べ居らざるなり。(評に曰く、佛文には聯盟の委任とあり、後章に掲ぐ)

Now, the world, expressing its conscience in law, says there is an end of that.

Our consciences shall be applied to this thing. States will be picked up which have already shown that they can exercise a conscience in this matter, and under their tutelage the hopeless peoples of the world will come into a new light and into a new hope. (評に曰く、併合にあらざるは、此英文にても明々白々也とす、受任國として、後見者となることも此英文にて明に知られ聯盟の委任と見る

より他に解釋の途なし)。

(ハ)次に、對獨平和條約第百十九條が、舊獨逸海外領土を主たる同盟及聯合國に割讓するの意味なりとせば、右は巴里平和會議に於て一般に認められたる、非併合主義に反せずやとの議論もありと思考する處、現行委任統治制度なるものは、前記の如く、併合主義と聯盟至上主義の妥協の結果にして一方に於て聯盟が主權を有すとす聯盟至上主義放棄せらるると共に(評に曰く、聯盟自ら國を統治する案は放棄せられたるも、聯盟の委任たるは條約上明白なり)他方に於ては受任國に對し領土權の取得を許すことは、巴里平和會議に於て、盛行せる非併合主義に反對することとなり、不可能なるに依り、獨逸海外領土は、主たる同盟及聯合國に割讓し(評に曰く、斯る矛盾が許さるる筈なし)實際上に於て併合の結果を中性化することとなるに至りしものなり、從て、對獨平和條約第百十九條に依り、獨逸海外領土は主たる同盟及聯合國に割讓せられたりと看做すも、右は其の精神に於て毫も非併合主義に反するものに非ざるなり(評に曰く、不可解の議論なりとす、

割讓と解し乍ら其が併合にあらずとは、餘りにも理論無視の議論に見ゆ。
二、「聯盟の委任」の根本方針定まれる後に於て、講和條約成り、獨逸は五大國の爲、其の領土を拋棄したるものにして、割讓に非ずとの點

(イ)一九一九年一月三十日に提出せられたる、「スマツツ」決議案が、同日の十人會議を通過したることに依り、委任統治制度に關する根本觀念は、全く變革し、第一に、聯盟主權説は放棄せられ、(評に曰く、主權説とは聯盟自ら統治すとの主義であり、此の説の棄てられたるは明白の事實也)第二に、獨逸は、其海外植民地を、主たる同盟及聯合國の爲に割讓するの根本方針確立したるが、右の方針は其儘講和條約に於て、踏襲せられたること、既述の通りなり、從て聯盟の委任なる根本方針定まれる後に於て、講和條約成立せりと云ふは適當に非ざるなり(評に曰く、時日を正確に知るを要す)。

(エ)次に、五大國に對する割讓が、何等非併合主義に牴觸せざるのみならず、却て非併合主義を尊重したる結果(評に曰く、奇怪の説明なり)なること前述の通りなるに鑑み、五大國に割讓せりと見做すも、何等の不都合なき次第なり、將又對獨平和條約第百十九條の「一切の權利及權原を拋棄す」なる字句が割讓を意味することは、對獨平和條約の他の條文、及對獨平和條約以外の大戦平和條約中に使用せらるる、一定の地域に對する一切の權利權原を某國の爲に拋棄す」なる字句が、割讓を意味することに照し、疑なき所なり、(評に曰く、各場合を検討す可し、誤なるを知るべし)即ち對獨平和條約第十三條には、「獨逸國は「リエージュ」より「エークス、ラ、シャベル」に至る道路の西方に位する、普魯西領「モレネス」地域に對する一切の權利及權原を、白耳義國の爲に拋棄す」とあり、(評に曰く、此地は係争地にて、獨逸の領土と見る可らずとなすなり、其故に獨逸は割讓と表言せず、拋棄となせし也、適當の文字使用也)同第三十四條には「獨逸國は「オイペン」、「マルメデキ」兩郡の全部に亘る地域に對する一切の權利及權原を、白耳義國の爲に拋棄す」とあり(同評更に又對獨平和條約第三十六條、第四十七條、第五十四條等に於ても、一定の地域に對する一切の權利及權原を、某國の爲に拋棄すなる字句を使用し居る處、是等の場合に於て、「拋棄」が、割讓を意味するこ

と明白なり、尤も對獨平和條約等に於て、「一切の權利及權原を某國の爲に(評)に曰く、何故に割讓なる通用の文字を使用せざりしや、の理を明にすること肝要也、用字の混雜は條約として避く可きもの也(拋棄するの字句を用ふるも、必ずしも割讓を意味せずして、當該地域を處分するの一次的權能を委ぬるの意を表したることあるも、此場合には、條約中に、明確なる附加的規定存するを例とする次第にして、例へば「ダンチツヒ」に關する對獨平和條約第百條第一項及第百二條の如き顯著なる例なる處、此點に關し、對獨平和條約第百十九條の附加的規定として、獨逸海外領土を、聯盟に委ぬる趣旨の附加的規定存在せざるに付、(評)に曰く、附加規定は直後になきも同條約第二十二條にて此の事が明白に規定しあり、附加規定は要なき理也)右第百十九條の「拋棄」は、第三十三條、第三十四條の場合と同様、割讓と見做し差支なしと思考す、(規約第二十二條は第百十九條の例外的規定と見做すことを得ず)(評)に曰く、文字の改作なり條約文の正解にあらず獨斷也。

三、獨逸の拋棄したる領土は、五大國の根本方針上其の併合領土に非ず、其の

故に、規約第二十二條には、「從前支配したる國の統治を離れたる植民地云々」及之をして聯盟の名に於て云々との條文存すとの點

獨逸の拋棄したる領土を、五大國の併合領土と爲すことは、其の根本方針に何等牴觸するものに非ざること、前述の如し、(評)に曰く、矛盾明白也(從て規約第二十二條第一項の「今次の戦争の結果從前支配したる國の主權を離れたる植民地云々」は、獨逸海外領土に關する限り、對獨平和條約第百十九條を指示するものと謂はざるべからず、規約第二十二條第二項の「之をして聯盟に代り受任國として右後見の任務を行はしむるに在り」の、「聯盟に代り」は、單に受任國が後見の任務を、聯盟に代り行使するものなることを意味するに過ぎずして、委任統治の權原を、聯盟の委任に求むるの論據と爲すに足らざるものとして、委任統治の權原を、聯盟の委任に求むるの論據と爲すに足らざるものとして、思考せらる(評)に曰く、後見の任務即、委任統治の任務也、即ち聯盟に代り土民の利益の爲めに統治すること也、聯盟の委任なるが故に、代つて統治する也。

四、C式委任統治地域に於ける通商上の機會均等に關する帝國政府の宣言に關する點

帝國政府が、大正九年十二月、C式委任統治地域に於ける通商上の機會均等に關する宣言を爲したる理由の一は、C式委任統治地域が、受任國の領土に非ずして、五大國に割讓せられたるものなるに付、他のC式委任統治地域に於て、帝國臣民が、差別的且不利なる待遇を受くることを容認し得ずとの見地より、右宣言を爲したるものなり(帝國政府が受任國併合説を採用し居らざることに関しては、廣田外務大臣の議會演説參照)(評に曰く、日本人のみに均等を要求せるに非ず、全聯盟國に均等なる意味也と解す、蓋し五大國共有地にあらずして、聯盟の委任地なりとの見解を固く主張せるもの也。

五、「ヤツプ」島に關する日米條約より見て米國が五大國委任説を否認しつつありとの點

『米國は「ヴェルサイユ」條約を批准せず、且前記委任に關する協定に参加せざりしことを思ひ』との「ヤツプ」島に關する日米條約前文の一節に依り、米國は五大國委任説を否認しつつあること明白なりとの議論は「ヤツプ」島問題の經過と一致し難きことは、前回の説明書に於て縷述したる通にして、即ち米國は

主たる同盟及聯合國の一員として委任統治の權原を有するに付、委任統治の施政を行ふが爲には米國の同意を條約に依り取付くることを要すとの建前より、帝國が太平洋中赤道以北に位する一切の舊獨領に對し施政を行ふことに同意(「ヤツプ」島條約第一條)したる次第なり、將又米國は一切のA式及B式委任統治地域受任國(英佛白)と夫々條約を締結し、受任國の施政に對する米國の同意を與ふると共に、是等委任統治地域に於て、聯盟國同様の權利を獲得し居るのみならず、更に進んで受任國委任統治年報複本の米國宛送付迄も約定せしめ居る處、是等の事實は、米國が委任統治の權原を有する五大國の一員たりとの主張を有すと爲すことに依りてのみ説明し得る次第なり。(評曰、不可解の如きは、法理上採用し得ずとの點)

委任統治條項なるものは、聯盟規約第二十二條第八項に、「受任國の行ふ權限監視又は施政の程度に關し豫め聯盟國間に合意なきときは聯盟理事會は各場合に付之を明定すべし」とあるに徴するも明かなるが如く、或一國が、特定の

地域に對し、委任統治を施行することを前提とし、單に該國が、右地域に於て施行する權限、監理又は施政の程度を定めたるものに過ぎざるに付、聯盟理事會が、委任統治條項を決定したりとするも、右は委任統治の施政に關する或種の監督權を理事會に與へたるものに過ぎずして(評に曰く五大國の委任たる文なし、聯盟の委任なるが故に聯盟に監督權あるなり)之を以て、直に五大國の委任に非ずして、「聯盟の委任なり」と論結するの論據と爲すに足らず、而も委任統治條項なるものは、事實聯盟理事會に於て作成したるものにあらずして、主たる同盟及聯合國に於て作成したることは、(評に曰く、此の提議は五大國が原案者として、作成するは當然なり)委任統治條項前文第二項末段に、「主たる同盟及聯合國は、○、○、○、○、○、且右委任統治條項を左の通定むべきことを提議したるに依り」とあり、又「セーヴル」條約第九十六條に「前記諸地方に關する委任の條項は、主たる同盟國之を定むべく、且國際聯盟理事會に提出して其の承認を受くべし」とあるに鑑み、歴然たる次第にして、從て實際上、理事會は、委任統治條項を決定したるにあらずして、單に之を確認したるの

程度に過ぎざるものと解す(評に曰く之れ前文無視也、條項を唯だ案として五大國は提議し、聯盟之れを決定し法律的效力生せる也、提議に過ぎず、決定にあらず、注意す可き要點也、「提議したるに依り」との文字を正解すべし)。

七、一九一九年五月七日を以て受任國を決定したりとの説は國際法の原則に反すとの點

五月七日の決議は、講和條約の成立を、豫想して爲されたるものにして、從て一九二〇年一月十日對獨講和條約の效力發生と同時に、右決議も、實際の效力を發生したるものなり(評に曰く、其以前には唯案たるに過ぎず、總ては、講和條約にて定まれる也、論者も自認す、其れにて問題は解決となるべし)。

八、委任統治條項前文の解釋に關する點

委任統治條項の前文原文に依れば、「主たる同盟及聯合國は、第二十二條を準則として前記諸島の施政を行ふことの委任を、日本國皇帝に付與することに一致したる」の意に非ずして「主たる同盟及聯合國は、前記諸島の施政を、規約第二十二條に依りて行ふの委任を、日本國皇帝陛下に付與することに一致せ

り」の意味なり(評に曰く、殆んど同様の解也、何れにしても、委任者は聯盟なり)換言すれば第二十二條に依りて委任が日本に付與せらるること一致したりとの意に非ずして、五大國が、日本皇帝に委任を付與したるものなるも(評に曰く、五大國に斯る權利あり得ず)唯右委任は、受任國が施政を行ふに當りては規約第二十二條に準據し委任統治地域土着人民に對し、後見の任務を全うすること、從て土着人民の利益の爲、規約第二十二條に規定する保障を與ふること及委任統治年報を、聯盟理事會に提出すること等を要件としたるものなりとの意義あるに過ぎず(評に曰く、第二十二條以外に、委任の事を規定したる條約なし、第二十二條に依る委任也、委任の主體は聯盟其自體なり、此以外に解釋方法なし)此の點に關し、委任條項英文は、敘述稍々明確を缺くも佛文に於ては、*Considérant que les Principal Puissances alliées et associées ont con-*
venu qu'un mandat soit conféré à Sa Majesté l'Empereur du Japon pour administrer
conformément à l'article 22 du Pacte de la Société des Nations, les dites îles
とあり、其の意義明白なり(評に曰く、佛文は明白也、條約第二十二條に準據

し行政する爲めに一つの委任が日本國皇帝陛下に附與せらるること一致したと明記しあり)。

評に曰く

「一委任が、第二十二條に基きて、日本に與へらる可きことに、同意したり」と云ふ意味なるは、文理として明白也、「五大國が委任す」と云ふ文意なし、五大國に斯る權利ある理據なし、理據なき解釋を附するは不當なり、五大國が委任し得可き何等の條約なき也、何を根據として、五大國に此の權利ありと説くなりや、此の點肝要なり、明にせざる可らず。五月七日の五大國間の決議にも、五大國の委任となすとの文言なく、又斯く解釋し得る文言なし。五大國は、委任條項の提案者たるに止る。斯く明記しあり。

九 二月十四日の「ウキルソン」の演説の原文 (一九一九年二月十四日の本會議)

“Le Temps” (Dimanche 16 février 1919)

Discour du Président Wilson.

Si cela ne suffisait pas, nous avons prévu l'usage de la force, mais nous la mettons à l'arrière-plan. Si la force morale ne suffit pas, la force doit intervenir. Si nous avons procédé ainsi, c'est que nous voulons établir une Ligue pour la paix, non pour la guerre. Voici un autre grand progrès. Nous avons voulu en finir avec l'annexion des peuples sans défense que les conquérants avaient coutume d'employer pour leurs fins. Nous désirons déclarer solennellement que les peuples arriérés qui n'ont pris part à la même civilisation qui s'est épanouie dans nos pays, nous imposent, par leur état même, une obligation d'agir dans leur intérêt et non dans le nôtre. Ce sera le devoir de la Société des nations de prendre soin de ces peuples et de faire en sorte que les puissances qui seront chargées de les guider et de les administrer le fassent en vue de leurs intérêts, en vue de leurs progrès, et fassent passer cette considération

epetus intérêt propre.

Nulla part un progrès plus utile n'aura été fait. L'Histoire montre les peuples faibles sans cesse la proie des nations sans conscience. Un des derniers et des plus tristes exemples que nous en ayons vu a été révélé par les faits mis en lumière dans ces derniers temps par les agissements de la puissance, aujourd'hui heureusement vaincue, dans les territoires qu'elle occupait hors de l'Europe. Nous avons vu qu'elle avait, dans certains cas, compris son intérêt comme coïncidant non pas avec le progrès, mais avec l'extermination des populations. Son désir était non pas d'aider, de développer ces peuples, mais de s'emparer de leur sol pour y établir des colonies européennes. Aucun désir de les aider, de les élever et de les soutenir ne guidait son action.

Le monde nouveau exprime aujourd'hui sa conscience sous une forme juridique, et dit: “Ce système doit finir.”

Les puissances auxquelles nous pensons déjà pour leur confier le mandat de la Société des nations sont celles qui ont prouvé qu'elles sont capables de l'exercer dans un esprit de haute

humanité.

Le document que nous vous présentons en tire en même temps une douceur, une largeur humaine qui ne nuit pas à sa portée pratique. Nous espérons étendre et purifier par lui l'esprit des grandes nations appelées à guider les petites.

En un sens, on peut dire que ce document vient tard; la conscience du monde était prête depuis longtemps à entendre ce que nous disons aujourd'hui; nous exprimons seulement ce qui depuis si longtemps ét ait senti par d'autres que nous. Dans tous les grands Etats ici représentés ce mouvement d'humanité s'est non seulement exprimé, mais encore réalisé vis-à-vis des populations des colonies. Plusieurs d'entre elles ont déjà été élevées à un état où il leur est devenu possible de se gouverner elles-mêmes. Ce que nous disons aujourd'hui n'est donc nullement une découverte; ce n'est que l'application et la généralisation d'un principe reconnu par tous les membres de cette assemblée. C'est la volonté des nations de réunir toute leur force et toute leur science en faveur de cette politique d'humanité prévoyante. Le monde a attendu longtemps, mais, jusqu'à une date très récente, il pensait qu'il était peut-être trop

tôt pour formuler en paroles un pareil système.

Cette guerre, qui a eu des résultats si terribles, en a eu aussi de très grands et de très beaux. Le crime a été vaincu; les peuples ont été une fois de plus persuadés, plus que jamais, de la majesté de la puissance du droit. Les peuples, avant ce conflit, avaient entre eux certains motifs de querelle, lesquels se sont absolument évanouies depuis qu'ils ont vu qu'ils pouvaient vivre et travailler ensemble fraternellement. Une foule d'anciens malentendus se sont dissipés comme un nuage. Tel est l'esprit qui se dégage de ces faits, tel est l'esprit qui résulte de tout un mouvement arrivé aujourd'hui à son point culminant et que nous avons voulu exprimer dans un sentiment de fraternité par le document qui vient de vous être lu.

十 南洋委任統治關係重要公文

一、一九一九年五月七日の五大國間の決議

左の通決議す。

一、「トーゴ」「ランド」及「カメルーン」

此等の地域の將來に關しては、佛蘭西國及大不列顛國より、國際聯盟に對し共同建議を爲すべし。

獨逸領東阿弗利加

大不列顛國の委任統治とす。

獨逸領西南阿弗利加

南阿弗利加聯邦の委任統治とす。

獨逸領サモア諸島

新西蘭の委任統治とす。

太平洋中赤道以南の獨逸領諸島但し「サモア」諸島及「ナウル」を除く

濠太利聯邦の委任統治とす。

「ナウル」英帝國の委任統治とす。

赤道以北の獨逸領諸島

日本國の委任統治とす。(著者曰く、此文句は「五大國の委任」と云ふ意にあらざること勿論也)。

二、千九百十五年四月二十六日の倫敦條約第十三條の適用を審議する爲、英帝國、佛蘭西國、及伊太利國の各一名の代表者より成る聯合國委員會を組織すること。

三、上記決議は之を公表すること。

二、國際聯規約第二十二條の全文(日本譯)

第二十二條

一、今次の戰爭の結果、従前支配したる國の統治を離れたる植民地及領土にして、近代世界の激甚なる生存競争状態の下に、未だ自立し得ざる人民の居住するものに對しては、該人民の福祉及發達を圖るは文明の神聖なる使命なること、及其の使命遂行の保障は本規約中に之を包容することの主義を適用す。

二、此の主義を實現する最善の方法は、該人民に對する後見の任務を、先進國にして、資源經驗又は地理的位置に因り最此の責任を引受くるに適し、且之を受諾するものに委任し、之をして聯盟に代り、受任國として、右後見の任務を行はしむるに在り。(佛語にては、*au nom de la Société*とあり)

- 三、委任の性質に付ては、人民發達の程度、領土の地理的地位、經濟狀態、其の他類似の事情に従ひ、差異を設けることを要す。
- 四、従前土耳其帝國に屬したる或部族は、獨立國として假承認を受け得る發達の程度に達したり、尤も其の自立し得る時期に至る迄、施政上委任國の助言及援助を受くべきものとす、前記委任國の選定に付ては、主として當該部族の希望を考慮することを要す。
- 五、他の人民、殊に中央阿弗利加の人民は、委任國に於て其の地域の責に任ずべき程度に在り、尤も委任國は公の秩序及善良の風俗に反せざる限り、良心及信教の自由を許與し、奴隸の賣買又は武器若は火酒類の取引の如き弊習を禁止し、竝築城、又は陸海軍根據地の建設、及警察、又は地域防衛以外の爲にする土民の軍事教育を禁遏すべきことを保障し、且他の聯盟國の通商貿易に對し均等の機會を確保することを要す。
- 六、西南阿弗利加、及或南太平洋諸島の如き地域は、人口の稀薄、面積の狭小、文明の中心より遠きこと、又は委任國領土と隣接せること、其の他の事情に

因り、委任國領土の構成部分の如く其の國法の下に施政を行ふことを要す、但し委任國は土着人民の利益の爲、前記の保障を與ふことを要す。

七、各委任の場合に於て、委任國は其の委託地域に關する年報を、聯盟理事會に提出すべし。

八、委任國の行ふ權限、監理、又は施政の程度に關し、豫め聯盟國間に合意なきときは、聯盟理事會は各場合に付之を明定すべし。

九、委任國の年報を受理審査せしめ、且委任の實行に關する一切の事實に付、聯盟理事會に意見を具申せしむる爲、常設委員を設置すべし。

三、同盟及聯合國と獨逸國との間の講和條約ニケ條(日本譯)

第一百八條

獨逸國は本條約に定めたる其の歐羅巴に於ける國境外の地域に於て、自國又は其の同盟國領土内に、又該領土に關して有する一切の權利、權限及特權、竝發生事由の如何を問はず同盟及聯盟國に對して有する一切の權限及特權を拋棄す、獨逸國は前項の規定實行の爲、主たる同盟及聯合國が必要なる場合には、第三

國と協議して、現在又は將來に於て執ることあるべき措置を承認し、且之に遵守することを茲に約す、獨逸國は殊に特定事項に關する左の各條を受諾することを聲明す。

第一百九條

獨逸國は其の海外屬地に關する一切の權利及權限を、主たる同盟及聯盟國の爲に拋棄す。

四 太平洋中赤道以北舊獨逸國屬地に關する委任統治條項 (Mandat)

國際聯盟理事會は、

千九百十九年六月二十八日「ヴェルサイユ」に於て署名したる獨逸國との平和條約第一百九條により、獨逸國は太平洋中赤道以北に位する諸群島を包含する其の海外屬地に關する一切の權利を、主たる同盟及聯合國の爲に拋棄したるに因り、同平和條約第一編(國際聯盟規約)第二十二條に準據し、前記諸島の施政を行ふの委任を、日本國皇帝陛下に付與することと主たる同盟及聯合國は、一致し、且右委任統治條項を左の通定むべきことを提議したるに因り、

(註、此文字は重要なり注意を要す)

日本國皇帝陛下は前記諸島に關する委任を受諾するに決し、且左記の規定に準據し、國際聯盟に代り、該委任を實行することを約したるに因り、

前記第二十二條第八項は、受任國の行ふ權限、監理又は施政の程度に關し、豫め聯盟國間に合意なきときは聯盟理事會は、之を明定すべきことを規定するに因り、

前記委任を確認し、其の條項を左の如く定む。

第一條 日本國皇帝陛下(以下受任國と稱す)に委任を付與したる諸島は、太平洋中赤道以北に位する舊獨逸領諸島の全部を含む。

第二條 受任國は本委任統治條項に依る地域に對し、日本帝國の構成部分の如く行政及立法の全權を有すべく、且情況に應じ必要な地方的變更を加へて、本地域に日本帝國の法規を適用することを得

受任國は本委任統治條項に依る地域の住民の物質的及精神的幸福、並社會的進歩を極力増進すべし。

第三條 受任國は奴隸賣買を禁止すること、並須要なる公共的工事、及役務の

爲する場合を除くの外、強制労働を許容せざることを督視すべし、右例外の場合に於ても相當の報償を支拂ふことを要す。

受任國は又千九百十九年九月十日署名の武器取引の取締に關する條約、又は之を修正する條約に規定する所と同様な原則に準據し、武器彈藥の取引を取締ることを督視すべし。

土着民に火酒及酒精飲料を供給することを禁止すべし。

第四條 土着民の軍事教育は、地域内警察、及本地域の地方的防衛の爲にする場合を除くの外、之を禁止すべし、又本地域内に陸海軍根據地、又は築域を建設することを得ず。

第五條 公の秩序又は善良の風俗の維持に關する地方的法規に反せざる限り、受任國は本地域内に於て良心の自由並に各種禮拜の自由執行を確保し、又聯盟國の國民たる一切の宣教師が其の職務を行ふ爲本地域内に至り、旅行し又は居住することを許すべし。

第六條 受任國は國際聯盟理事會を満足せしむべき年報を同理事會に提出すべし、該年報中には本地域に關する詳細なる情報を記載し、且第二條乃至第五條に依り負擔したる義務を實行する爲に執りたる諸般の措置を表示すべし。

第七條 本委任統治條項の規定を變更するには、國際聯盟理事會の同意を要す。受任國は本委任統治條項の規定の解釋、又は適用に關し、受任國と他の聯盟國との間に紛争を生じたる場合に於て、其の紛争が交渉により解決すること能はざるときは、之を國際聯盟規約第十四條に規定する常設國際司法裁判所に付託すべきことに同意す。

本宣言は國際聯盟の記録に之を寄託すべく、國際聯盟事務總長は本書の認證謄本を獨逸國との平和條約の署名國に送付すべし。

千九百二十年十二月十七日「ジュネヴァ」に於て作成す。

五 C 式委任統治條項に關する日本政府の宣言(一九二〇年十二月七日)

帝國政府は國際聯盟の根本精神上、將又聯盟規約の解釋上、通商及貿易上の機會均等を保障する一項をC式委任統治條項中に挿入すべしとの帝國政府從來の主張が、正當なることの確信を有す、然れども和衷協同の精神より、且本問題

を未解決の儘に存置せしむるを欲せざるに依り、帝國政府は現在の形式に於て委任統治條項を制定することに決したり。

尤も右の決定は委任統治地域に於て、帝國臣民が差別的且不利なる待遇を受けることを、帝國政府に於て容認したるものと見做すを得ず、又帝國臣民が從來是等の地域に於て享有したる權利及利益の充分に尊重せらるべしとの主張を右決定に依りて拋棄したるもの非ず。

六 C式委任統治に關する國際聯盟事務總長の公文

以書翰啓上致候、陳者予は國際聯盟理事會が「イーマンス」閣下を議長とせる、十月十七日のジュネーヴに於ける理事會の會合に於て、規約第二十二條第六項に從ひ、左の委任統治條項を決定したる旨を、貴聯盟國に通知するの光榮を有し候、右委任統治とは左の地域に關する「グレートブリテン」國の委任統治即ち
(一) 英國皇帝陛下に付與せられ、且南「アフリカ」聯邦政府が皇帝陛下に代りて行ふべき、獨逸國領南西「アフリカ」に對する委任統治
(二) 英國皇帝陛下に付與せられ、且「ニュージールランド」政府が皇帝陛下に代り

て行ふべき、獨逸國領「サモア」に對する委任統治

(三) 英國皇帝陛下に付與せられたる「ナウル」島に對する委任統治

(四) 英國皇帝陛下に付與せられ、且「オーストラリア」聯邦政府が皇帝陛下に代りて行ふ、獨逸領「サモア」及「ナウル」を除く太平洋中、赤道以南に位する獨逸國屬地に對する委任統治

及日本國皇帝陛下に付與せられたる太平洋中赤道以北に位する獨逸國屬地に關する委任統治に有之候、予は添附の右委任統治本文を、日本國政府に依る宣言と共に、送付するの光榮を有し候。

敬具

千九百二十一年一月十五日

「ジュネーヴ」に於て

國際聯盟事務總長 エリック・ドラモンド

七 「ヤツブ」島及其他の赤道以北委任統治地に關する日米條約

大正十一年二月十一日華盛頓に於て署名(英文)
同十一年六月二十三日批准
同十一年七月十三日華盛頓に於て批准書交換
同十一年七月十三日公布
同十一年七月十三日實施

日本國及亞米利加合衆國は、

千九百十九年六月二十八日署名せられたる「ヴェルサイユ」條約第百十九條に依り、獨逸國が同條約に謂ふ主たる同盟及聯盟國たる諸國、即ち亞米利加合衆國、英帝國、佛蘭西、伊太利國及日本國の爲に、其の海外屬地に關する一切の權利及權限を拋棄したることを思ひ、

前記「ヴェルサイユ」條約第百十九條に依り合衆國に歸屬する利益は、合衆國及獨逸國間の友好關係を恢復せむが爲千九百二十一年八月二十五日署名せられたる兩國間の條約に依り、確認せられたることを思ひ、

前記四國即ち英帝國、佛蘭西國、伊太利國及日本國は、「ヴェルサイユ」條約に依り、太平洋中赤道以北に位する舊獨逸領諸群島に付、左記の條項に準據して其の施政を行ふの委任を、日本國皇帝陛下に付與することに一致したることを思ひ、

第一條 日本國皇帝陛下(以下受任國と稱す)に委任を付與したる諸島は、太平洋中赤道以北に位する舊獨逸領諸島の全部を含む。

第二條 受任國は本委任統治條項に依る地域に對し、日本帝國の構成部分の

如く行政及立法の全權を有すべく且、情況に應じ必要な地方的變更を加へて、本地域に日本帝國の法規を適用することを得。

受任國は本委任統治條項に依る地域の住民の物質的、精神的、及幸福並社會的進歩を極力増進すべし。

第三條 受任國は奴隸賣買を禁止すること、並須要なる公共的工業、及役務の爲にする場合を除くの外、強制勞働を許容せざること、を督視すべし、右例外の場合に於ても相當の報償を支拂ふ事を要す。

受任國は又千九百十九年九月十日署名の武器取引の取締に關する條約、又は之を修正する條約に規定する所と同様なる原則に準據し、武器彈藥の取引を取締ることを督視すべし。

土着民に火酒及酒精飲料を供給することを禁止すべし。

第四條 土着民の軍事教育は、地域内警察、及本地域の地方的防衛の爲にする場合を除くの外、之を禁止すべし、又本地域内に陸海軍根據地、又は築城を建設することを得ず。

第五條 公の秩序又は善良の風俗の維持に關する地方的法規に反せざる限り、受任國は本地域内に於て良心の自由並各種禮拜の自由執行を確保し、又聯盟國の國民たる一切の宣教師が其の職務を行ふ爲、本地域内に到り、旅行し又は居住することを許すべし。

第六條 受任國は國際聯盟理事會を満足せしむべき年報を同理事會に提出すべし、該年報中には本地域に關する詳細なる情報を記載し、且第二條乃至第五條に依り負擔したる義務を實行する爲に執りたる諸般の措置を表示すべし。

第七條 本委任統治條項の規定を變更するには、國際聯盟理事會の同意を要す。

受任國は本委任統治條項の規定の解釋、又は適用に關し、受任國と他の聯盟國の間に紛争を生じたる場合に於て、其の紛争が交渉に依り解決すること能はざるときは、之を國際聯盟規約第十四條に規定する常設國際司法裁判所に付託すべきことに同意す。

合衆國は「ヴェルサイユ條約を批准せず、且前記委任に關する協定に参加せざりしことを思ひ、前記諸島、殊に「ヤップ」島に於ける兩國政府及其の各自の國民の權利に關し、確定的了解に到達せむことを希望し、此の目的の爲條約を締結することに決し、之が爲左の如く其の全權委員を任命せり。

日本國皇帝陛下

亞米利加合衆國駐劄特命全權大使男爵幣原喜重郎

亞米利加合衆國大統領

合衆國國務卿「チャールズ・エヴァンス・ヒューズ」

前記各委員は互に其の全權委任狀を示し、之が良好妥當なるを認めたる後左の如く協定せり。

第一條 本條約の規定を留保して合衆國は、日本國が前記委任に依り、太平洋中赤道以北に位する一切の舊獨逸領諸島の施政を行ふことに、同意す。

第二條 合衆國は國際聯盟の聯盟國に非ざるも、同國及其の國民は前記委任統治條項第三條、第四條及第五條に規定する日本國の約束の一切の利益を享く

べし。

締約國は尙左の如く約定す。

- (一) 日本國は公の秩序及善良の風俗に反せざる限り、良心の完全なる自由及各種禮拜の自由執行を、右諸島に於て確保すべし、斯る一切の宗教の米國人宣教師は右諸島に入り、且右諸島内に旅行し及居住し、竝右諸島内に於て財産を取得し及占有し、宗教的建物を建設し及學校を開設するの自由を有すべし、尤も日本國は公の秩序及善政を維持するに必要なるべき監理を行ひ、且右監理上必要なる一切の措置を執るの權利を有するものとす。
- (二) 委任統治諸島に於ける米國人の既得財産權は尊重せらるべく、且如何なる手段に依るも侵害せられざるべし。
- (三) 日本國及合衆國內の現存諸條約は委任統治諸島に之を適用すべし。
- (四) 日本國は其の國際聯盟理事會に提出すべき委任の統治に關する年報の複本を合衆國に送付すべし。
- (五) 本條約に記載したる事項は、本條約に引用したる委任統治條項に加へら

るることあるべき變更に依り、影響を受くることなかるべし、但し右變更に對し合衆國が明に同意したる場合は此の限に在らず。

第三條 合衆國及其の國民は、現存「ヤツプ」、「グアム」海底電信線、又は將來合衆國若は其の國民の敷設し若は運用する事あるべき「ヤツプ」島に接續する海底電信線の陸揚、及運用に關する一切の事項に付、日本國及他の各國又は其の各自の國民と全然均等の地歩に於て、「ヤツプ」島に自由に出入することを得べし。前項に定むる權利及特權は、又無線電信に依る通信に關し、合衆國政府及其の國民に許與せらるべし、但し日本國政府が「ヤツプ」島に適當なる無線電信局を設立維持し、差別的料金を課することなく、又順位を附することなく、海底電信線及船舶又は海岸に在る他の無線電信局との間に有効に通信を接續する限りは、合衆國又は其の國民が同島に於て無線電信局を設置するの權利の行使は之を停止すべし。

第四條 第三條に定むる權利に關して、左記諸項の特殊權利、特權及免除は、電氣通信に關する限り合衆國及其の國民は「ヤツプ」島に於て之を享有すべし。

(一) 合衆國國民は同島に於て無制限の居住權を有すべく、且合衆國及其の國民は日本國若は他の各國又は其の各自の國民と全然均等の地歩に於て、一切の動産不動産及之に關する利益(土地、建物、住居、事務所、工場及附屬物を含む)を取得し、及保持するの權利を有すべし。

(二) 合衆國國民は第三條の規定に従ひ同島に於て海底電信線を陸揚及運用し、若は無線電信局を設置するが爲、又は本條及び第三條に定むる權利及特權を享有するが爲、許可又は免許を受くるの義務を有せず。

(三) 海底電信線又は無線電信に依る通信又は運用に關し、檢閲又は監督を行ふべからず。

(四) 合衆國國民は其の身體及財産に付、同島出入の完全なる自由を有すべし。

(五) 海底電信線若は無線電信局の運用に關し、又は財産、人若は船舶に關し、租稅、港灣又は陸揚に關する課金、又は如何なる性質の取立金も一切之を徵收すべからず。

(六) 差別的警察規則は之を實現すべからず。

(七) 日本國政府は、合衆國又は其の國民が他の方法を以てしては同島に於て電氣通信の目的の爲必要なる財産又は便宜を得ること能はざる場合には、之を同國又は其の國民に確保する爲公用徵收權を行使すべし。

右徵收せらるべき土地の位置及面積は各場合の需要に従ひ兩國政府間に協定すべきものとす。

同島に於て電氣通信の目的に供せらるる合衆國又は其の國民の財産及便宜は、公用徵收を受くることなかるべし。

第五條 本條約は締約國に於て其の各自の憲法に従ひ批准せらるべし、本條約の批准書は出來得る限り速に華盛頓に於て交換すべく、且本條約は其の批准書交換の日より實施せらるべし。

右證據として各全權委員は本條約に署名調印す。

千九百二十二年二月十一日華盛頓市に於て本書二通を製作す。

弊 原 喜 重 郎 印

チャールス・エヴァンス・ヒューズ 印

十一 一九一九年四月二十八日國際聯盟成立と佛國新聞

一九一九年四月二十九日の巴里發行佛國新聞には、何れも、其前日に、國際聯盟の成立せる事を大々的に特筆してゐる、二つの新聞の記事を参考に掲げる。

1. Le Petit Parisien.

mardi 29, avril 1919.

La Société des Nations est Créée.

La Conférence réunie en assemblée plénière en a adopté solennellement le statut.

右は第一面全部大の記事にて、其見出である、聯盟規約採決を報道せるもの也。

2. Le Matin

Mardi 29 avril 1919

Le pacte de la ligue des Nations est adopté.

Le projet de M. Wilson l'emporte sur toute la ligne.

La France, La Belgique et Le Japon n'insistent pas pour le vote immédiat de leurs

amendements.

右は第一面の半部を占めたるステファン・ローザンヌ氏署名の大々的記事の見出であり、其上に月桂樹の葉を畫き、各葉の中に、調印國の國名を詳細に掲げ、總計にて二十七國を算へてゐる、國名は左記の如し、(但し三十三國が實際也) 講和條約に先つて、此の國際聯盟を成立せしむ可しと云ふのが、當年の輿論であり、其れが三十三ヶ國の調印にて成立したのである、余は、當時巴里に滞在せる政治家長島隆二氏の名を借り、「速に聯盟を成立せしむ可し」との論文を草し、タン紙に投じ、同紙は、日本側の意見として、紙上に掲載したのであつたが、二月初の事である。(同論文は略す)

調印國名

ベルー、エカタール、ホンデユラス、ヘツヂヤ、支那、大英帝國、ポローギユ、ガテマラ、キュバ、ポルテユガル、佛蘭西、ルーマニー、セルビー、グレース、日本、ベルヂツク、ハイタイー、シヤム、ブレジル、チエツコスロバツク、リベリヤ、パナマ、ウルデー、ポリビー、ニカラガ、米合衆國、伊太利。

第二編

一 小笠原島に關する日本の權利と未見の史實

一 小笠原島は徳川幕府の初めに、日本人小笠原民部少輔に依りて發見せられ、由來日本領域となれるものである、併し乍ら、餘りに遠方に在る所から、此島を日本領土として利用せらるる所なく、古い地圖にも、日本の領土として、此島は記載してなく、八丈島迄が日本の領土地圖に記してあるのが普通であつた。

二

併し乍ら、舊幕府は、一國の政府として、文久元年に至り、小笠原島を日本の領土として確實適法に取り扱つた、當時の幕府當局は此事に何等の手落はなかつたのである、併し乍ら、日本の今日の法律學者は、此島に關して、「明治八年迄は、其の處屬は不明であつた」と論じてゐる、例へば美濃部博士著「憲法撮要」第百二十八頁に此事がある、又立博士の「國際法外交雜誌」昭和九年十月號論文にも

「無主島の占領の例」として、此島の事を掲げてある、蓋し其れは、舊幕府時代の古文書に付て、調査せらるる所なく、唯だ明治時代の書類によりてのみ論せらるる爲めであらう、誤也、余は小笠原島に關して、「續維新前後の政争と小栗上野」の中に、水野筑後守の拓殖上の功績として此事を記載して置いたのであるが、該記事は簡單に過ぎ、又少しく誤りもあるを以て、更に此事實に關して、古文書及書物により、詳細の史實を此所に記し、歴史を明かにし、日本の領土權の確實なりしを闡明する、舊幕時代歴史を知る爲めに、又徳川時代日本人の領土尊重觀念に過ちなかりしを明かにする爲めに、重要な史實であると信ずる。

三

此事に關する古記録は、有名なる幕末の政治家水野筑後守の曾孫に當らるる水野克讓氏の保存せらるる所である、又安藤對馬守の傳記中にも適當に記述しある、此等文献を讀まざる人々には、此事が知れざりしも無理なき事である、左に其の當時水野筑後守が、此島の開拓に關して、幕府の命に由り、其大任を果すに付、如何なる處置を取られしかを、當時の上申書及復命書に由りて明か

にする、時は、文久元年十一月の事であつたが、之れによりて、水野筑後守の用意の周到なるを窺ひ知る事が出来る。

(一) 小笠原島へ差遣せらるるに際し、水野筑後守が幕府に出せる上申書
伊豆國附島々其外へ爲御被差遣候に付見込み趣申上候書付

水野筑後守

書面都而見込之通相心得、お趣意行届候様可取計、尤御船之義並勘定奉行支配向被差遣候義は、夫々へ被仰渡、御目付支配之義は、服部歸一儀私同様被差遣候間可申談、且又英亞ミニストルに相達之義は、私對話之節申達候様可致旨被仰渡奉承知候。

十一月六日

今般伊豆國附島々御備向取調、小笠原御開拓之御用被仰付候に付、得と勘辨仕候處、小笠原島之儀、御國屬島之趣は、蘭書等にも相見へ、外國人共辨知罷在候得共、南海數里之總島、是迄徒民御開墾之御處置も難被爲届處より、外國人漸々居留之者も有之、右之者共、島中へ家屋等取建補理住居致候趣に候間。

(朱書)

被理日本紀行並蘭人著書中、千八百廿七年我文政十年に當る、英國測量船加比丹渡航之上、英國處領と致し候趣銅版に認建置、又は國旗を岡上に引揚置、千八百三十年我天保二年に當る英亞其他之國人四五人移住之上、サントウイス島より、男女數輩連越、追々開拓致候趣、千八百三十七年(我天保八年に當る)には、人口四十二人罷在候趣に候得共、追々同島之地勢其外探索仕候義に可有之候得共、其節は英人其外多人數移住も難計義に御座候。御國屬島之趣を以、右居住之者共申諭候共、承伏之程如何可有之哉、乍然右島は、文錄年中、小笠原民部少輔貞頼戰功有之候得共、本錄に復し不申候に付、島國等有之候は、手柄次第乗船可申旨、權現様御證文被下置候に付、南海へ出帆見出し及言上候處、以後御國之重寶多く、第一御威光を以御世一流に及、御開起之義、末代に及び、御名は被爲殘、御大悅之旨御稱美之上、御笠原島と名附可申旨、御沙汰有之候に付、彼地へ其旨相認、杭印二ヶ處へ建置候て、度々渡海、産物等取來候處、貞頼之子長直病氣にて流浪、上州館林に罷

在後中絶、其後に至り、度々渡海お願候得共御許容無之處、享保之度、右島見分之者被遣候趣承及、右民部少輔末孫小笠原宮内より渡海お願候節、御調之上由緒分明に依り、願の通御差許、人家無之に於ては、追々民家御移被下度、別段見分之者被遣間敷旨被仰渡候趣、舊記に相見、往古より格別之御由緒有之義、殊に延寶度巡見相質候者共、島名村名を附、又は大神宮社をも勸請致し置候趣にも有之處、當節に及び、外國の屬島と罷成候而も不相障義に付、何れにも、御國屬島之廉、聡と相貫候様仕度處、英亞人等數輩移住罷在候趣に付而は、右の趣各國公使共え御説得之上、御手を不被爲懸候而は、何様之不都合に有之も難計、左候由、同島御開拓之御處置、大要御取極も相附、出帆之手順等、粗相整候譯にも至り不申内、即今同處御開拓之義、外國人共承知致し候而は、尙以國々より許多之人種引移、其他何等計畫可施哉も難計、今般之御處置にて、後來之御得失粗相定り可申歟、然る時、彼地え罷越、實見之上罷歸委細申上、夫より追々御處置被爲在候譯にては、

自然日數も相掛り可申、其内外國人共十分開拓等仕候得は、機會相後れ、後日に至り如何とも取計方無之、只々見分仕候迄にて、御主意空敷可相成も難計、依之尙勘辨仕候處、彼地へ罷越候砌、外國人居住も少く手餘地等も有之候はゞ、不取敢、既時に御國人移住爲致候も、專要に可有之歟、左候得は、出帆以前、同島へ罷越、開拓之見込有之者共取調、凡拾人以上も同般召連、右之者共、住居可相成丈之小屋組材木等も用意不仕候ては難叶、乍去只今より右等取掛り候得は、自然外國人共承傳可申、然る上は、前文申上候通、彼の計畫を促し候基と可相成も難計、且右木品等に至る迄、一船中積入候義は差支可申に付、八丈三宅島等之様子柄、江川太郎衛門手附等え承糺候處、右島之義、近來人別殊の外蕃殖致し、當節に至り候ては、内地生産の作物、島中人口半年之夫食にも引足兼候程にて、其余は土地産物を、江戸表へ相廻し、穀物等に交易之上、夫食に引替候趣に付、兼々出島出稼之義は、各島之者共舉て相願候由に而、尤八丈其外も、流人は別種に引分れ、

全く往古よりの島人有之候趣に付、右島人之子弟厄介等、小笠原島に移住申諭候得は、願候者も出來、可候得は、内地之農民等と違ひ、平生夫食に穀物等相用候は稀にて質素を極め候趣に相聞候間、諸事取扱安く、御費用も薄らき、移住之上開墾等には、十分力を竭し可申、兩全之都合に可有之間、先大島八丈等へ罷越、彌願人等も有之候得は、人數見斗、同船召連候様可仕、尤右之者共、住居爲致候家屋木材之義も、八丈島に有之、大工其外作事向相心得候職方之者も罷在候由に付、同處にて簡便之建置、爲切但持越取置、且耕作漁獵之具、椀家具之類、一ト通宛、並凡一ヶ年分夫食之品々種物に至る迄、渡遣候積を以、

(朱書)

伊豆國附島に住居之土地人民江、前之爲夫食男壹人米貳俵麥四俵女壹人米壹俵麥貳俵宛被下候趣に付、右等を見合、耕作之具日用之器等、當地より用意罷越候積、右は伺之通被仰渡候、今尙巨細取調可申候、持越相與へ土着爲致、尙其模様次第、八丈其他之島役人又は只連候支配向之内、取締殘し置可申

(朱書)

島中土人之儀は、各國より移り住勝手に活計を謀候事故、各國捕鯨船投錨之節、食料賣渡方、土人共相競ひ、不和合を生し、又は右船中之者と爭論及ひ、或は島人共私闘を生し候義有之候節、其理非曲直相糺教諭致し候者無之、不都合之趣は、蘭人選述致し候書中にも相見へ候間、右を扱候權有之長官之者居住罷在候は、土人共倚頼する處出來、強と弱が凌候様之義、無之銘々安心、生産を營候様相成可申候、乍然是以當節は、英國より取締向相心得候者、差越置候も難計候間、右は實見之上にて、勘辨取計候様可仕候

尤居住外國人之様子次第、機會取失御手後れにも相成可申様子に候得は、猶御軍艦を以、八丈其他之島々へ往返致し、直様移住人相増候積取計候得は、幸御國內地よりは、里數も不遠事故、暫時御開拓御創業之基本御立可申奉存候、然る上にて、追々便宜に隨ひ、御取締向を始御開拓諸般之御處置被爲施、外國よりは越居候者共をも、漸く御撫育被成遣候は、御國之屬島たる事、議論を待す事實に相顯れ、御主意

相貫申可趣に奉存候尤感臨丸御船長崎表於て、御修復相濟、岡部駿河守乗組、近日到着仕候内、且右御船對州表へ御用罷越候者拜借仕候積被仰渡も御座候處、此程右爲御用罷越候野々山丹後守等より、君澤形御船並松平修理太夫手船蒸氣天祐丸借請候て、渡航仕候間、感臨丸御船同處へ御差廻し御見合之義申上候趣も有之、就而は旬季之義も、冬分は波荒く候得共、颯風之憂ひ無之、渡航には可然趣に有之候間、右御船着候得は、早々開帆之積取計可申候右等之趣御治定相成候は、右同島渡海中絶に付、此節より尙又渡海御開拓被爲在候積之處、英亞人等移住之趣も相聞候間、爲念御達被置候趣、右公使へ爲心得御達し、其模様により、前文往古より之次第、具に御説諭彼爲在可然義に奉存候、其余伊豆國附島に御備向等之儀勿論、小笠原島之義も、得と實檢之上、委細取調可申上候得共、差向先此段奉伺候、依て兼て御沙汰之通、御勘定奉行支配向之内、地方功者之者並御目付支配向之者をも被差遣候様仕度候間此段早々御勘定奉行御目付へも仰渡、御船之義は、

御軍艦奉行へ被仰渡可度下、依之見込之趣申上候間、急速御差圖御座候様仕度奉存候以上

酉十月

(二) 小笠原島に差遣に付英米公使へ交渉の件

小笠原島御開拓之儀に付英亞公使へ可被遣御書翰之儀相伺候書付

水野 筑後守
服部 歸一

今般小笠原島、再度御開拓相成候に付、筑後守始め、役々右爲御用被差遣候儀に有之候處、同島事は、外國人も近年移住罷在候由、彼方著書類にも散見仕居多分は難破船等にて漂着仕候者、或は南洋夷人等にて、別段所轄無之者とももの様に相聞へ候得共、兼て英國政府にて、同島領屬といたし候目論見も有之候由旁目今之場合、如何様之姿に相成候哉も難斗に付、夫等之所置振筑後守より見込之趣申上、且つ出立間際に相成、各國在留公使へ御達し、御届候様申上候處私共より談判可致旨被仰渡奉得其意、再三勘辨仕候處、右等之議を、一ト通り

之談判とも事替り、御國體丈以全不容易御關係にも有之、御手初之御懸合振を、自後御談判之根據とも相成候事に付、筑後守より口上にて引合候よりは、御手前様方より以御書簡被達候方可然故、同役共へも申談候處、何れも同意に付、再應此段申上候、依之御書翰案取調此段奉伺候以上

西十一月

案

英亞公使へ

以書簡申入候、我南海屬島中、小笠原島渡航開墾中絶之所、今般外國奉行水野筑後守、目付服部歸一等、差遣し、追々開拓之舉に及ばんとす、然る處、信偽は難斗候得兵、近來貴國人移住之ものも有之由傳聞及び候間、爲念申入置候拜具謹言

年 月 日

御 兩 名

(三) 小笠原島々巡見御開拓筋取調候趣申上候書付

水野筑後守

服 部 歸 一

私共儀、小笠原島御開拓筋取調爲御用同島へ相越、去西十二月十九日、右島内父島港へ着船仕候處、同島在留之英人貳人カナカ人南島人種之名壹人、小船へ打乗、水先案内として、御船へ相越候に付、兼而江戸在留亞國書記官ホルトメンより、當島在留之同國人ネサチルセイボンへ届方相頼候書簡有之候間、承知候處、當時在留致し、全島之取締心得居候由に付、早速外國奉行支配調役由比太右衛門御徒目付松本三之丞御勘定方上村井善平爲通辯中濱萬次郎差遣し、右書狀爲相届、且今般當島御開拓之御趣意柄、粗爲申諭、一ト通爲相知候處、ネサチルセイボン義は、三十貳ヶ年前、三乙島よりの便船にて渡來滯留致し候義にて、國命を受相越候譯には無之、當時父島在留之者、人數三拾六人、家數拾九軒有之、右之内同人並英國人ジョージホーツン、トーマスエツチウエブと申者、申合重立諸事取斗居候由申立候、歸船之上申聞候間、翌二十日私共上陸仕御幕張等爲取修理、右ネサチルセイボスジョージホーツン等呼出し、一體之御趣意、並往古より御國屬地ニ有之候譯柄等、委細申諭候處、兼て承及候趣も有

之よしにて、悉く承服致し、御國にて規則御極取相成候ハ、各遵守可仕旨、申立、依之持越候用意品之内より、政府より被下候旨を以、別紙三通爲取遣し私共よりも差遣し、且自今御國貨幣取交通用申渡、相場之義は、當節各開港場於て、一ドルラル大凡三拾五六匁替之趣旨、右ニ准し相定可申義には候得共、新附之外國人共、御國貨幣割合をも辨へ不申、右様端銀有之候ては、算勘方吞込兼、諸買物等差支可申ニ付、右端銀切捨一ドルラル三拾目通用之積を以、別紙之通、相場相立、爲見本前書頭立候、三人之外家持之者共へ渡遣し、此一島限り之通用にて、當時之相場増減可有之、且渡來之外國船等へは、決て相渡申間敷旨申諭置、將是迄銘々切開植付致し候地所は見分之上持地に渡遣し、一旦切開候共、當節植付物無之、荒蕪及ひ候場所は、取上之、御國民移住之者耕作仕附け候節迄改て拜借地同様ニ渡置、坪數等、別紙繪圖面ニ取調、右受書之名印爲致置、全島取締方規則書、並港則等、取調相渡し、是又受書ニ名印爲致置申候、猶支配向之者共は、夫々手分致し、各處へ上陸爲致、持越候木材にて、假御役所取建、其他は、外國人納屋等借受、止宿致し、右地所調方は勿論、山

道等、爲切開、當二月ニ至り取調方粗相濟候ニ付、同月十日母島へ相越し、同島在留英人ジエームシュツレ初、前書同様申諭、別紙之通、御用意品之内より被下物取斗、私共よりも差遣し、切開候畑地を、見分之上、父島同様轉地に渡遣し、別紙繪圖面之通、受書名印爲致取置之、同月廿六日父島へ取締り、尙又御開拓筋取調申候、一體小笠原島は、北韓廿七度餘、東經百四十一度餘之場所にて、父島は周圍十里程、母島は九里程にて、別紙測量圖之通有之、格別廣地も無之候間、郡を立區別仕候にも及間敷、左記録中、父島三村母島一村ニ分チ村名をも相立居候儀ニ付、右舊名相用ひ、尤母島之方は、南北江長く、港も南岬ニ相分れ居候て、一村にては不都合ニ付、兩村ニ引分、村名相定め、其外山川等、名目を、舊記ニ有之候分を、其儘相用ひ、其他を、夫々新名相名附、兩島居住之者へ爲心得相渡置、且住民戸口取調候處、何れも別紙之通ニ御座候、全體、同島在留之外國人共、何れも軍艦鯨獵船等にて水夫働致し居候者も、老衰疾病等に而、暇出候族に而、下賤之者ニ有之、身柄有之國命を受開拓之爲相越候者、是壹人も無之其餘カナカ人ニ至り候ては、右等之輩奴隸同様之姿にて、

御軍艦御差渡相成、御國於て御開拓方御座候事難有存取候様子ニ相見へ、御懷柔之御趣意十分相貫き、御都合宜敷、父母兩島之外、兄弟島を始め、小島等へも罷越、見分仕候處、何れも人家は無之候得共、中ニは相應之畑地出來可申見込之地處も有之、海中ハ、鯨、漁、多分にて、島々巡見之都度々々、數尾連續潮を噴來往致し候を見受、且父島東浦之海岸缺崩之場所、銀色ニ類し候、石多く、銅錫等可有之と被相察、其外礦石脉相顯れ居候場所も多く有之候間、其筋功者もの爲取調候ハ、金銀類も可有之、濕地ニは甘蔗芭蕉等も發生致し、山上には棕櫚之種類多く、其餘堅實之大木も相見候得共、是迄見聞不仕奇艸異木而已に而、此度召連候小野芥庵にも、何分見分兼候趣ニ付、是又篤と取調候ハ、良材も可有之、季候暖和にて、冬分にては、雪霜等無之、一體之地勢は、岩石山に而、平地少く、土質赤黒墳土相交り、沙地多ク候間、在島之外國人共は、薩摩芋、唐もろこし、又タロと唱候一種之水芋等植附、夫食ニ充居、米麥等は、絶て無之候得共、全く植附出來不申地味とも不被存、既ニ父島之内、相撰ミ貳三百坪之場所、立木等伐拂持越候種物蒔附候處、何れも相應ニ成長致し候義ニ

有之、父島港灣内は、浦賀下田港よりは一倍之廣サ有之、大船碇泊差支無之場所ニ候間、食料石炭等、兼て御積廻し相成、渡來之外國船へ賣渡し、將前書鯨漁礦業をも相開き、砂糖相製し、木材切出し候ハ、土地潤澤は勿論、一廉之御國益ニも相成奉存候、就而は、假御役所並役々住居向等は、父島之内洲崎村は、場所廣にて、地勢も宜候間、千秋丸等到着、木材取揃次第、同處へ爲取建、將移民之義も、出船前相伺置候趣も有之、最初八丈島へ立寄、同處より召連相越候積之處、別紙御届申上候通、風様不宜、同島へ立寄兼候間、小笠原島滯泊中、感臨丸御船にて、同島へ相越、移住申諭、引移方取斗度候處、御船持越之石炭は初度之航海にて、大方遣ひ切、蒸氣相用兼候上は、進退とも自在難相成候上、蒸氣罐中にも多分之損所出來、船身メりも相弛ミ、浸入多く相成候ニ付、暗礁多、殊ニ赤道近にて颱風起り易き海上同島への往返は、何分懸念之趣、御軍艦方々斷申立無據次第ニ付、右は見合候得共、千秋丸御船着島相成、石炭御貯多相成候ハ、私共歸府之砌、同島へ立寄、移住申諭方丈は取斗、且伊豆國附島々をも巡見可仕心得にて、右便宜相待候内、感臨丸御船にて持越候丈にては、

食料追々拂底相成此上滯島仕兼候場合に相迫り、不得止事支配向別紙名前之者共、爲取締差殘、右千秋丸着島之上、取斗向等、委曲申含、出帆之積り治定致し候得共、前書之通り、石炭御貯無之候上は、御船進退自在ニ參り兼候ニ付、風様次第八丈島へ立寄、移民申諭方は勿論、伊豆國附島々をも巡見可仕見込ヲ以、當三月九日同島出帆之處、別紙申上候次第にて、其殘も出來難仕、下田より陸路歸府仕候、猶此上御開拓之御手續追々取調、御手後れ不相成様勘辨致し可申上候得共、彼地於て取斗候件々、前文之通御座候、依之取調候規則書、港則書、並持地繪圖、受書、其外書類相添此段申上候以上

戌三月

(四) 小笠原島御開拓爲御用被差遣候ニ付別船仕立之儀申上書付

水野 筑後守
服部 歸一

小笠原島御開拓爲御用、私共並支配向御勘定方一同感臨丸へ乗組、且同島移民へ被下候御手當食料農具其他凡拾人分之見込を以積入持越候得共、絶海之孤島

へ罷越候義にて、風土氣候も相違仕、且同處邊は、世界第一之颱風差越候難場之旨、傳習之蘭人共も教戒仕置候趣にて、何れの地へ漂着可仕も難斗、旁以役々衣服食料は勿論、日用之調度迄、夫々手當致し、移民御手當品も十分持越度候處、御船狹隘ニ付、乗組人數相減候ても、積込方難行居然成用辨丈ケ漸く積入候義、殊更御船に而相用候石炭之義も、纔六日半丈數量ならては、難積貯候由之處、風様ニより候ては、蒸氣之力而已を以航海可仕義故、八丈島へは立寄兼、直様小笠原島へ渡航仕、其上にて私共並支配向之者共立内、移民引移し並右之者共假小屋材木運送之爲、八丈島へ罷越候義も可有之、假令八丈島へ立寄候ても、小笠原島到着實地見分仕候上、當節移住人外國人共、御國より人種御移しを差障り不申、開拓可仕餘地も有之、機會取失候ては御手後れ可相成様子ニ候ハ、尙又即時八丈其他之島々より移住爲仕候義專要ニ付、右之者共呼寄候は勿論、不足之食料其外買入候ため、何れにも右御軍艦之義は、八丈其他之島々へ航海致し、一ト通り開拓之基礎相立候様取斗可申處、纔之石炭ニ付風順宜見込通り彼地到着候共、八丈には冬春之間は逆風ニ付、蒸氣而已相用候事故、

一往返仕候得は、石炭焚盡し候間、彼地御用向粗相辨し候ても歸帆難仕、無據數月滯留仕候外無之、左候迪右等用意致仕候得ば、機會宜候共、八丈への往返も難爲仕空敷傍觀罷在候而已に付其内には外國人ども、御國より御手不届内に十分開拓等可仕も難斗、然る時は、今般之御處置も、其註事に成行、往古之御主意も相立不申恐入候義に付、右等之手續を、幾重も差支無之様仕度、依之熟考仕候處、今般箱館表御買上相成御當地へ相廻候健順丸御船には、露西亞國士官水夫等も乗組居候趣、且帆前荷船に御座候上は、荷積等も十分行届可申間、右御船拜借仕、私共出帆前後之内、石炭其外爲積込、同島へ向ケ出帆仕候様仕度、尤右御船之義、箱館奉行奉行、申談候處、差支無之旨には御座候得共、露西亞士官水夫方於て差支之者無も難斗、未だ談判中ニ御座候間、若し不承知之趣にも御座候はは、千秋丸御船へ御軍艦方之者爲乗組、別段御仕出し相成候様仕度、何れにも別船荷船壹艘は仕出し不相成候ては、事實差支候事にも御座候間、申上候義に御座候間、此段早々箱館奉行御軍艦奉行へ被仰渡可被下候、依之段申上候以上

酉十一月

覺

「別船仕出し荷船之義は、千秋丸御船へ、御軍艦方之者乗組可差遣候間、得其意御軍艦奉行可被談候事

(五) 小笠原島に相建候碑文之儀に付相伺候書付

水野 筑後守
服部 歸一

今般私共、小笠原島御開拓爲御用被差遣候に付而は、同島事は、御國人はいまだ移住之者も無之、當時外國人却而移住居候哉に相聞、彼我所屬之差別發揮と分り兼候得共、往古小笠原民部太夫見出候節、權現様上意之趣ニ寄、御屬島之趣、木標立置、其後延寶度、巡見之もの、太神宮社所建置候先縦も有之、彼方にて、小笠原島無人島杯、此方稱呼襲用仕候事、即ち何寄之現證にて、御國屬島に紛れ無御座候得共、後來に至り、何様之議論可有之も斗難、就ては彼地

到着之上、今般之石標相立右等之始末認取候文章爲彫付候様仕候はゞ、當時は勿論從來之確證にも相成、旁以可然奉存候、右可然被思召候はゞ、碑文之儀は取調、追て相伺候様可仕奉存候、仍之此段奉伺以上

酉十一月

覺

「伺之通り相心得、碑文早々取調可被差出候事」

(六) 小笠原島へ差置候支配向之儀申上候書付

水野 筑後守

外國奉行支配定役元

小花 作之助

同定役

益田 鷹之助

同同心

松浪 權之丞

英語小通詞末席

堀 一郎

右は兼て伺置候通、私共小笠原島引拂歸船仕候節、書面之者共へ、御開拓筋申含、一ヶ年交代之積ヲ以、同島へ差置申候、尤母島之方へ、移民相差越相成候得は、右支配向之内よりも、引分ケ爲相詰候心得に御座候、依此段申上候以上

戌三月

(右差置れたる者の内、小花作之助は作助と改名し、明治政府ニ仕へ、内務省地理書記官として同島再開拓之節は、唯一の同島を知盡したる者と認められ、萬般の施設をなせし者也)

(七) 此度當島に御殘置ニ付奉伺候書付

松本 三之丞

小花 作之助

益田 鷹之助

松浪 權之丞

林 和 一 郎

一 各國船渡來いたし候節は、此度御取極ニ相成候規則面之趣ニ取斗候は勿論之儀ニ候得共、英亞軍艦等にて、同國人開拓いたし、先達て居る者にて、御國屬島ニ無之杯申聞候はバ、古來小笠原島と唱へ候譯合等申諭、其上に而も、談判行届兼候ハバ、彼方より日本政府へ申立候様可致旨可談積りに御座候一千秋丸御船も延着ニ相成候ニ付、御歸府後、品々食料諸品等運送船御仕立相成候趣、且只今之所にて、凡一ヶ年程も在島之心得ニ罷在、其内交代之もの御遣し被下候旨被仰渡奉承知、然る處遠海之儀にも有之、萬々一食料運送之御船も着船無之、當時貯米等も少分之儀、殊ニ一孤島にて生産し食料も乏敷事故、飢餓にも及び候次第に至り候ハバ、其節の時宜ニ寄り、外國より渡來之便船ニ乗組、歸府可仕奉存候、此段兼て奉伺置候

一 以後當島へ移民等も御遣しに相成、母島の方へ引分れ候節は、御殘置役之内相遣しに相成候もの之名面人數等、御差圖置被下候様仕度、尤移民之儀は人數ニ應し、畑地割渡方等、其節御下知被下候様仕度奉存候

一 在島中、時宜ニ寄り、少人數之儀にも候間、居留外國人雇上ケ召遣候而も不苦候哉

一 渡來の外國船御國三港等へ便船有之候節は、御用狀奉差上候様可仕候

一 鐵砲並丸薬も四組、並時計貳ツ、遠望鏡貳ツ、御國旗三流、バッテリー壹艘、此度御役所附として、御船より相殘置拜借仕度候

一 外國船渡來有之候而も、若通詞之者の病氣等有之候節は、引合相成兼候而は差支可申ト存候間、役々之内心懸次第、各國之辭相學候様可仕る奉存候

一 役々之内へ、外國人より贈物等有之辭退致、且御制度之御差響にも不相成品は受納いたし置、相當謝物差遣候様可仕哉、尤右相贈候品並謝物等歸府之上申上候様可仕奉存候

一 御役所にて召遣候小使之者共も、萬一不埒之儀等有之候節は、役々申合之上可及糺明哉奉存候

右之件ニ奉伺候上

戌二月

附ケ札

書面二ヶ條食料乏敷相成候由歸府ハ難相成、乍然一島中生産之品にても引足兼、島民諸とも餓死可及次第ニ至り候ハハ、伊豆島々之内は勿論、内地港々へ食料買上之爲、外國より渡來之便船へ乗組召越候儀は不苦、三ヶ條母島之方へ差置候役々、並畑地割渡方等は、同島へ移民御差渡し節可及差圖、九ヶ條小使之もの不埒有之候節は、得と相糺し、御咎をも可被仰付之のは、江戸表へ申立可受差圖、島民之儀も同様可取計、其余は伺之通可相心得候

四

水野筑後守は、文久元年十二月三日幕府の軍艦威臨丸に乗組、同四日品川を出帆し、十九日父島に着し、一切の領土權に關する手續を完し、文久二年三月九日、同島を出帆し、十五日に下田港に到着し、陸路によりて、江戸に歸つたのであつた、當時としては一大事業であつた、小笠原島は、二百年來日本の領土であることが、斯くして法律的に確實に内外に向つて表明せられたのである。

五

然るに、水野筑後守の小笠原島に居りし間に、名老中安藤對馬守は、攘夷黨に屬する暴徒に刺され、之れより此の名老中は、其地位を去るに至り、其後は老中に人物乏しく、越前候松平慶永は、薩藩方より押されて、幕府の重要政務を見る事となりたりしも、小笠原島より、日本の役人及日本人を引揚ぐもの命令を發するの輕卒なる政治を行ふに至つたのである、原因は在島の英人ホーツンが、日本の役人より法に依りて監禁せられたるに對して、米國公使の抗議となり、事勿れ主義に依り、政治總裁松平慶永は、外交上の困難を恐れて、元治元年同島より日本人を引揚げしめたのであつたが、眞に國家の利益を無視せる退嬰的外交と云ふ可きである、日本の爲めに領土を重んぜざる外交であり、消極的行爲であつた、但し役人及人民を一時引き上げたからとて、日本の二百年來の領土は、英國米國に譲り渡されたのではなく、斯る條約又は合意はないのである、唯だ時の政治家の一时的退嬰の政治の表れに過ぎなかつたのである、其故に、小笠原島が、日本の領土たるは、依然として變る道理なく、其れが明治八年に

至りて、日本新政府の官衙によりて司配せらるるに至つたのである、明治に至りて、初めて此島が日本の領土と定つたのではない、以上史實ありしを日本の學者は日本の名譽の爲めに知ることが大切である、舊幕府の奉行なりし水野筑後守は、我國家の爲めに盡す可きを盡した、其の責任を盡したりしことを、日本の爲めに我等は敬せざるを得ない、明治以來舊幕史實の研究欠け、誤は其の爲めに生じ來りしもの也、學界の爲めにも甚で遺憾である。

(註) 右記載のホーツンなる英人は、英國ウエンフリートに生れ、米國軍艦の水夫にて、嘉永六年同國コモドール、ベルリが、父島に渡來の節、病氣に付、暇を受け、洲崎村に居住し、其後大村へ轉居罷在候」と古文獻にある。

六

松平慶永の外交の退嬰なりしは、藤澤衛彦著「閣老安藤對馬守」の中第二百十八頁にも論述せられてある、大老井伊、老中安藤、奉行水野、小栗、岩瀬、川路等舊幕府には、明達の政治家が多く居つたのであつたが、攘夷論に禍され、賢能排けられ、松平慶永等幕府の政治を掌握するに及びて、日本の外交は消極とな

り、國權は萎縮するに至つたのである、日本の國家に光榮利益文化を興へし舊幕末の政治家は、攘夷黨の人々からは、卑怯なる政治家の如くに非難せられ來り、而して此等の賢明なる政治家を襲撃し、排斥したる暴徒や、策謀家は、國家の忠臣又は義士の如くに賞揚せられ來つたのである、由是觀之、從來の史論は、事理を轉倒したる偏見であつた、史家若し公明正大を欲せば、改めねばならぬ、國家を重しとするならば革めねばならぬ。

水野筑後守及安藤對馬守の功績は、日本の爲めに、公正に彰表せられて然る可きであるを感せしむる。

水野筑後守の事に關しては、

「小笠原島は、蕞爾なる小島たりといへども、當時傳説せる所の如く、巴那馬の地峽開鑿の擧成りて、西洋との交通に便あるに至らば、各國船舶の爲南サンドウキツチ諸島と對峙して、太平洋中最重要の地たるべき旨を論じて、決して開拓に怠りある可らずと上申したり、」

との事が、右藤澤衛彦著「安藤對馬守傳記」第二一四頁に記してある、當時斯る重

要問題に付ては、世界の大勢を知悉せる幕府方能吏のみが研究してゐたのであらう、攘夷論者に至つては、世界の大勢なぞは、全く無智であつたに相違なく識見に天地の差異ありし也。(拙著維新前後の政争と小栗上野の死参照)

水野筑後に依り、小笠原島扇が浦に建立せられたる當時の建碑の文面は、左の如きものであつた。

「伊豆の國、八丈島の南、北緯二十七度、九重の都のひんがし、四度二十七分にあたりて、ひろきせばきそこばくのしまありしを、東照神のおやのおん時、文祿の二とせといふに、小笠原民部少輔貞頼、みゆるしをかうふり、わたりそめしより、此島ながくしるべしとて、小笠原島といふ名を賜はりたり、されど浪路のいとあらければにやありけむ、いつしか渡り通ふともなくなりたりしを、其後享保十三年に、彼貞頼の後なりけむ、宮内貞任、せちに乞ひて、又さらに灣行しかど、そのかみおほやけさまにも御ことしげくやおはしましけむ、さしてきはきはしきみ定めもあらずでなむやみにし、かゝるはなれ島にはあれど、固よりひとの國にしもあらぬを、いたづ

らにすてのみあらんには、風波はげしきわた中をゆきかふ航路のたよりもよろしからされば、いかでこの度は、おこたることなく斷わりせよ、とおきてさせ給ひて、水野筑後守忠徳のぬし、服部歸一常純のぬしらに、此事のおちおち、つかさどらせたまひぬ、しかるによりて、このみつかひの人々、さるやむごとなき仰ごとをかしこみ、いとすみやかに、船よそひして、やがてともづなをとかれんとなり、かゝれば、このこといとなませ給ふためしを、沖津島根の石にきざみて、とこしなへにとゝめたまひつたへたまはむ、とあることによしを、文久元年十二月のはじめに、かしこまりうけたまはりて、黒河主人春村しるす。

當時日本國が、小笠原島を以て、日本國領土也と確認し居りし事は、明々白々である。(冒頭美濃部博士及立博士の論斷参照)

二、國際聯盟の法理に關する正確の認識不備

一

佛の原文にては、*Société des Nations* (各民族の社會と記し、英の原文にては、*League of Nations* とある、日本は之れを「國際聯盟」と譯してゐる、明確ならず、佛文に依れば、世界列國民を包容して組織せられたる社會であり、英文に依れば多數の民族のリーグである、勿論條約を以て、其の構成を規約したるリーグである、唯單にネーションの聯合ではない、社會と聯盟とは、本來意義は同じではない、ソシエテ案の巴里にて公表せられたる翌日、即ち一九一九年二月十五日のル・マタンの社説に、此事が指摘してある、本來英佛文共に、條約の正文を爲して居り、佛文は英文の翻譯ではない、余は佛文の方が、意義の明白なる事を認る、日本に此事情知られ居るや否や。は、疑問の如くに見ゆる。一九一九年二月十四日午後三時三十分、議長クレマンソーは、嚴かにウキルに發言を允しウキルソンは、起つて列國の全權に向つて述べて曰く、

「リーグオブネーションズ委員の名に於て、余は此所に、委員會に出席したる十四ヶ國が、全會一致を以て、採擇せる報告を提出するの光榮と歡喜とを有す余として最善の方法は、十四ヶ國の採擇せる草案を讀み上げるにあり云々。斯くして、其の原案を公表する讀會が開かれたのである、此草案は、之れより列國人に示され、列國人の輿論を徴することとなつたのである。

當日、ウキルソンは、四十四回も、リーグオブネーションズと讀み上げたのであつたが、ソシエテ、又はソサイエテイーと云ふ文句を用ひなかつた、此事特に、ル・マタンに指摘してある、併し佛の原案は、ソシエテであつた。

二

ソシエテ・デ・ナシオン、又はリーグオブネーションズは、四月二八日の會議に於て採擇せられ、茲に、此の規約は確定したのであつた。

四月及五月號の「*Revue générale de droit international*」に、キャンブリッジ大學教授オツベンハイム氏は、「*Le Caractère essentiel de la Société des Nations*」と題して、ソシエテ・デ・ナシオンの性質を研究し發表してゐる、此論文は、日本人に讀まれてゐるや

否や、は余は知らず、余の當時知れる所では、最も早く、此の問題を取扱へるものたるを認め、有益の論文たるを感じた、同教授の見解に依れば、ソシエテ・デ・ナシオンは、ファミーユ・デ・ナシオン・オルガニゼー(Famille des Nations organisee)だと云ふに在つた、而して此のソシエテは、國際法上の權利主體であり、國際法上に人格あるものだと説明せられ、其の證明として、條約に基き若干の例を掲げられた、即ち一定期間或領土の上に、國家主權をソシエテ自體が行施し得る事や、小國に保護權をソシエテが行ひ得る事や、ソシエテが干涉權を有する事や宣戰講和の權ある事や、遣外使臣權のある事などを擧げられてある、確に其の通りである。ヴェルサイユ條約に此等の條規ある也。

ソシエテ・デ・ナシオンは、各國の「漫然たる集り」ではなく、「烏合の衆」ではなく、組織せられたる社會であり、法人である、若もザールの人民が、ソシエテの下に臣民たるを希望せば、ザールは、ソシエテの領土となる可りしものであつた、ヴェルサイユ條約成立後、十五年の後に、獨逸に復歸を人民が希望して、獨逸に戻つたのであつたが、十五年間は、ザール地方は、全然獨逸の權力より離れ

ソシエテの下に統治せられてゐたのである、獨逸は此地方に、條約を以て、政權を放棄し、ソシエテの自由に委したのであり、ソシエテが權力主體なり、(ヴェルサイユ條約第四十九條)。

此の人格あるソシエテが、列國合意の條約に基き、一定領土を他國に委任し、其の國々をして、ソシエテに代り、統治せしめてゐるのである、(ヴェルサイユ條約第二十二條)。受任國は、ソシエテの名に於て、統治してゐる也。

總會とか理事會とかは、ソシエテの機關であり、ソシエテ其者ではない、此點日本人に果して誤解なしとせば、甚だ結構である。ソシエテが權利主體也。

日本に於ては、國際聯盟には人格なきものの如くに説く學者も居り、烏合の衆の如くに説く學者もある、其論據は見る可きものなし、又人格ありと見る學者もある、聯盟の成立時期を知らざりし人もあり、聯盟自體と其の機關とを混同視してゐた人もあつた、研究足らざるなり、日本の爲めに遺憾である。

三

聯盟の成立せる後、大正九年一月十日の詔勅に、左の如く宣せられてある。

「平和永遠ノ協定新ニ成リ、國際聯盟ノ規模斯ニ立ツ、是レ朕カ中心實ニ欣幸トスル所ナルト共ニ、今後國家負荷ノ重大ナルヲ感セスムハアラサルナリ」
「今ヤ世運一展シ、時局正ニ變ス、宜シク奮勵自彊、隨時順應ノ道ヲ講スヘキノ秋ナリ、爾臣民其レ深ク之ニ省ミ、進ミテハ萬國ノ公是ニ循ヒ、世界ノ大經ニ仗リ、以テ聯盟平和ノ實ヲ舉ケムコトヲ思ヒ、退イテハ、重厚堅實ヲ旨トシ、浮華驕奢ヲ戒メ、國力ヲ培養シテ、時世ノ進運ニ伴ハムコトニ勉メサルヘカラス」

日本國民は、右の尊き御詔書を拜讀するの要ある可し。

四

國際聯盟は、條約を以て成立したものである、而して其の第一條には二年前の豫告を以て、聯盟より脱退し得ることが規定してある、其故に、脱退は自由である、併し乍ら、平和確保の目的を以て、構成したるものなるが故に、脱退は輕々敷敢てせざるを至當とする、伊太利の爲す所は其れである、伊太利は制裁を受けつゝ、脱退せず、而して對エチオピアの外交は、其の方針を變せずして自

由に行ひつつある、之れ確かに外交らしき外交である、斯くある事賢なり、流石に今日の伊太利には達人が居る、獨逸は此成立に初めより關係せし國にあらず、初めより加入の權利なく、成立後五ケ年にして、初めて加入を允された國である、其故に關係は薄し、従つて、脱退も亦簡單に行はれ得たのであつた、獨逸は更に加入することも自由であり、此用意あることも、折々獨逸政府より傳へられてゐる、米國は初めより加入せざる國なり、モンロー主義に反すとの口實である、但し聯盟を承認しつつあるは明白也。

聯盟は解消す可らざる性質のものである、オツペンハムイも斯く主張しつつある(上掲同氏論文第二四〇頁)、二三の國が聯盟より脱退した所で、性質上影響殆んどなし、依然として殆んど全世界の國の加入あり、國際法上の主體として儼存してゐる。

國際聯盟は超國家的の法人にあらず、構成上、初めより平和的のものであり、壓力的の構成ではない、佛國は其の初め、聯盟に兵力を置くことを主張したのであつたが、列國の同意を得ざりし也、其故に初めより壓迫力を缺いてゐた、

是れ初めより明白の理である、其故に今日に至りて、聯盟の無力を嘲けるが如きものあらば、それは自己の不明の曝露に過ぎない事になる、若も自國の利害に反する所ありとして、平和を目的として建設せられたる聯盟を有害視し、排斥大に努め、國民をして、列國を嫉視し反目せしめ、脱退に進ましむるが如きこともあらば、之は法理上にも、外交上にも全く研究の不足を示し、結局拙劣外交に陥らる可きものであらう。伊太利は此の失態に陥らざるに深く留意したり賢也。

識者は課慮す、獨逸も、米國も、西班牙、ブラジルも共に輕卒の外交を爲さず彼等は能深く外交を理解する。

三、南洋委任地の法理に關する過去の論戰

一 國際聯盟と我が南洋委任統治地に關する私見

一
某誌昭和七年五月號に於ては、先頃「外交時報」に出て居た某氏の委任統治に關する論に對し、其の反對せざる可からざる點を書いて見たのであつたが、本文にては、「國際知識」に出された某博士の同委任地問題に關する說に付て、其の不合理と見へる點又は事實に反すと思はれる點を論じ、以て「委任地の性質」を再び論述して見る。

二

某博士の説く所に由れば、「ドイツの海外屬地に關する一切の權利及權限は、ヴェルサイユ條約第百十九條に依り、主たる同盟國及聯合國たる世界大戰の聯合軍の五強國の利益の爲に拋棄せられ、五強國が共同に割讓を受けたるものと解し得るに至つた」と云ふにある、(同論文、抜刷第六頁)。

即ち同博士の説に依れば、「拋棄」と「割讓」とを同一に視るのである、異なる二つの字句を「同一意味也」と專斷に解する事が、第一に、其れが不當に余には見へる、講和條約の中に、「拋棄」と云ふ文字を特に擇みて使用したりし理由が、甚だしく不可解に感ぜられる、獨逸が其の領土を、一方的に、但し主たる同盟及聯合國の利益の爲めにとして、拋棄した事が、其れが直ちに五ヶ國の領土として、其の儘轉化すると云ふ論は、之れは拋棄と云ふ文字を、文字の意義の通りに解せずして、「讓渡」と解する見方である。何故に、拋棄と割讓(即ち受授行爲)とを、同一の意味に解するなるかの理由を、同博士は説明される事が先づ順序である、此の説明なくして、二つの異なる字句、而かも異なる意義を有する二つの法律的文句を、同一意味に解する事は、蓋し之れ不備である、條約文の改作の如し、少くとも、明瞭なる説明とは到底云ひ得ないのである。

又「共同に割讓を受けた」と云ふ某博士の説に依れば、獨逸の棄てた海外各地の領土が、一轉して五強國の共有地となつたと云ふ説明になる、云ひ換へれば、不可分の共有權を、主たる同盟國及聯合國は有するに至つたと云ふ説明になる、

然らば、此の不可分の共有地を、分割の手續も採らずして、其中の一國に、委任統治せしめたと云ふ事は、先づ第一に、法理上或常識上理解の困難な事柄である、我が南洋の受任地は、「五強國の共有地なり」と見るのである乎、此の五ヶ國の共有地を、「聯盟の名に於て、」日本が行政すると云ふことは、法律上如何なる意義を有するものと見るのであらうか、説明なしには、何分にも、理解困難である、此點に就いて、某博士の明確なる説明を要めざるを得なくなる。

某博士は、「規約の文句に拘はらず、一般に委任統治に關する聯盟の職能を輕視し、一種の監視權を、受任國に對して有するに外ならず」と論せられる。(同書同頁)

之れに依れば、某博士は、「受任國に單獨の主權あり」と、條約の文句を顧みず、或は重んぜずに斷せらるるものの如くである、然らば、委任地が「五國の共有地」たりとの博士の唱へらるる説は、何時消へ失せたものと解釋せらるるのか、五強國が、唯だ單に、行政をなす事を受任國に委任すれば、其れにて、五ヶ國の共有權は、變質して單純領土化すと見らるるのであるか、「委任」とは然らば何の事

なりや、分割の事なりや、或は五ヶ國共同して共有的領土權を單純化して讓渡す」と云ふ意義であるのか、某博士は此點に付て、何人にも理解の行くやうに、説明せられ、其の主張を明白にせらる可き責任がある。

又「規約の文句に拘はらず」との某博士の主張は、如何なる理由に依るものであらうか、條約締結國が、意思を表示して用ひたるものと見るべき「聯盟の名に於て」又は「聯盟の爲めに」との法律的文字は、「虚偽の意思表示なり」と説かるるなりや、何故に、列國は、斯る虚偽的の文字を、重要な平和條約の中に、態々使用したのであるか、此點に付て、明白に説明せらる可き責任がある。

四

ヴェルサイユ條約中に用ひられたる文句を重要視せず、某博士の主張の如くに「文字に拘はらず」に條約を解釋して見たり、「拋棄」と「割讓」との異なる法律行爲を、態々同一意義に取つたりする事は、同條約文の無視と云ふことにはならないであらうか、斯る解釋は、如何なる方式の解釋と云ふものであらうか。

我南洋の受任地は、「五ヶ國の共有地」の如くに見る可きものであらうか、其れでは、「聯盟の名に於て」は、全く無意義の條文となり終る如く思はる。何故に、斯く解する必要があるのであるか、斯る無意義の條約を、何故に世界の列國は締結したのであらうか。

五

又我南洋の受任地は、聯盟に代りて行政するにあらずして、而して此の受任地は、「聯盟の物」にあらずして、「唯單に、聯盟は監視權を有するに過ぎない」と某博士の如くに解釋するならば、南洋受任地は、日本の主權の行はるる日本の讓り受けたる領土と見る可きものであらうか、其れならば、「委任」と云ふ文字は、何の意味を爲すのであらうか、又同時に、右述べたる「共有權」と云ふ解釋とは、明かに矛盾する事となるが、如何に之を説明すべきであらうか。

某博士の研究には、常に敬意を捧ぐる余輩であるけれども、右の如き某博士の説明にては、何分にも余には理解は困難であるが故に、敢て斯く曰ふのである。

六

某博士は、「委任條項の前文に於て、ドイツの舊海外屬地の施政を行ふの委任は

主たる同盟及聯合國が、之を委任國に與へるに一致した旨を述べて居られる、即ち、受任國に施政の委任を與へたのは、聯盟に非ずして、主たる同盟及聯合國であると認て居られのである、「聯盟は、委任地域の施政の委任を、受任國に與へたるに非ざること、上述の如くなるを以て云々と説いて居られる。(同書第七頁)

此主張は、甚だしく不明瞭に見える、「主たる同盟及聯合國が、之を委任地として受任國に與ふるに一致した」と云ふ一事は、當時の事情として、余の巴里に於て見たる所に依れば、間違のない事實である、併し乍ら、此事實あるが故に、「委任國に施政の委任を與へたのは、聯盟に非ずして、主たる同盟國及聯合國である」と論斷するのは、余の見る所には、失當である、其れは、文句の一部に拘泥し且つ自ら文字を附加し、又は改作して試みたる解釋であつて、條規其者とは、無關係である點に於て、間違があるのである、此點が、専門家以外の人々に誤解を與へたる危険の伏在點であると余には見へる、其の失當なりと認めらるる點を次に列記して見る。

(一)、主たる同盟及聯合國が、夫れど、委任地域を定むる事に一致したのは事實である、休戦中の一九一九年一月十八日の講和本會議以來、何事も、初めは五大國全權によりて定められ、或時には、四大國全權によりて定められたのであつた、原則として、五大國の一致なしには、ヴェルサイユ條約は成立しなかつた事は確である、某博士の掲げられた委任條項の前文は、此の事實を明示し、而して「提案したるに過ぎざること」を明にしてゐるに過ぎないと余は見る、五大國に決定權のあるべき筈はないのである。

(二)、五大國即ち主たる同盟國及聯合國は、初めより特に、「割讓」の方式を避けたさうして聯盟(社會)を組成し、「此の聯盟よりの委任」として、獨逸の拋棄したる領土を處理するに一致したのであつた、之れ休戦中、列國の間に、特に準備せられたる政策であつた、注意す可き點也、即ち五大國が一致して、「聯盟の委任」となす事に、固く約束したのである、斷じて五大國が、自己等の共有地を委任したのではない、獨逸より、其の海外の領土を拋棄せしめ、其の棄てられたる土地を、聯盟の領土とし、「聯盟よりの委任」として、其地に、適當國

をして行政せしむる事に、五大國が一致したのである、之れ講和會議に於ける顯著の事實也。

(三)、クレマンソーは、一九一九年一月十八日、講和會議の議長に推されし折、直ちに起ちて、各國代表の前に演説して曰く、「國際聯盟は、此處に在る、諸君に在る、我等は協力して、此事を斷せざる可からず、斯くして我等の目的を達し得べし」と、

此の當時に於ては、何事も、五大國にて定めしものである、クレマンソーの云へるが如く、會議に來れる「代表國即聯盟」であつたと云ひ得る、五大國の合意して定めたる「聯盟」よりの委任が、委任行政の本質である、法律的の形式より見れば、「聯盟の委任」なのである、之れが、其の當時の歴史的事實である、聯盟の成立も、獨逸の領土拋棄も、何れも皆な法律上の形式としては、ヴェルサイユ條約にて、同時に定められたのである事は云ふ迄もない、決してヴェルサイユ條約によりて、先づ獨逸の領土を拋棄せしめ、此の棄てられた領土に關して、後から聯盟が成立し、聯盟自らが之を受領して、之を適當に夫

れづの國に委任したと云ふ如きゆる／＼した事實は、無論ない、有り得可からざる事たるは、當時の事情上云ふ迄もなき事である。

(四)、「聯盟の委任」たる事が、斯くも列國間の一貫の方針であり、固き合意なのである、其故に「聯盟」は、委任を與へたるに非ずとの某博士の法理的見解は、一九一九年の事實の歴史的討議上よりは、到底出で來り得可からざる説である

(五)、「聯盟」とは、「社會」であり、列國の合意を以て、法規によりて組織せられたる社會であり法人である、聯盟或は社會と、其の事務所とは、無論同一視す可きものではない、混同してはならない、世上混同視するもの多くある、事務所は、後日に至りて成りし事は、之れ亦確である、聯盟其者はヴェルサイユ條約を以て、成立したのである、但し此の事の確定したのは、少しく其の前であり、佛國新聞をして、特に此の確定は、全世界に宣傳せられたのであつた、之れは、當時の新聞が證明する所である、當時の新聞を考照する事肝要なり、即ち四月廿八日に成立したのである。

以上の事實に基き、ヴェルサイユ條約文を其の文句によりて、正しく解釋すれば、南洋の委任は、明白に理解せられ得可し、文句其者を尊重して、容易に同條約第二十二條は、明確なる條文として、理解せられ得るのである、斯くある可き筈である、「文句に拘はらず」と云ふが如き、條約文無視に類する見解は、毫も必要生じ來らないのである、總て受任國は、其受任地に付て、領土主權を有するにあらずして、「聯盟の名に於て又は聯盟の爲めに」、又は聯盟に代りて其の地方に行政し居るに過ぎないのであり、ヴェルサイユ條約の形式上より見て聯盟に領土主權ある事を、正しく理解し得るのである、但し戰勝の效果として得たる「一種の領域」であるが故に、且つ領土の一部分の如くに、行政する事を條約第二十二條を以て約束したる土地であるが故に、聯盟理事會又は總會の一方的都合にて、委任を勝手に解く事を得ずと解するが至當である、實際問題としても、全會一致せざれば、斯る事は、條約上爲し得ざる約束であるが故に、委任を受任國の同意なしには、解く事を得ないのである。

「附記」

「東京日日新聞」の五月二日號に、「一記者」と云ふ匿れたる人があつて、「聯盟脱退す可し」と國民を煽り、其中に、

「反對論者の所論は、『委任なる日本語の譯文にとらはれ、その歴史的實際問題に觸れざる三百的議論である』

云々の唯我獨賢的なる奇怪の文章が掲げられてあるが、斯る獨斷は、恐らく或る雑誌の或學者の論文でも讀み、其の儘其れに追隨したる結果でもあらう、「委任なる日本語の譯文にとらはれる」などは、苟くも日本の學界には、到底見る能はざる事である。

八

聯盟から若しも脱退したならば、「委任」が一變して、「單純の領土」と轉化する理由はない、法理上斷じて斯る理由あるべき筈なし、脱退したならば、我南洋の受任地は如何にする積りか、之れ重大問題なり。

一二の學者が、「委任は委任にあらず」とか、「南洋は四強國から付與せられた領土である」とかと主張したる事を、輕信するは危険至極である。

脱退し了したる日本は、會議に出席する權限なきに至ること必然也。其故に、其の他の五十餘の列國は、總會又は理事會を開き、「委任は消滅したり」、或は「委任を解除す」と、或時機には全會一致以て決議するが如きことも有り得るであらう。其の決議は、條約上效力ある事明白である、斯る事なしと、何人が敢て云ひ得るか。

此時に當りて、「日本は我が國民は我が欲する所に進むのみ也」と豪語するならば其は頗る拙なる外交となり、不法であり、暴力主義であり、全世界は、敵とならざるを得ないであらう、日本が、故更に、全世界に向つて憎惡を挑發する事となるは非なり。

九

聯盟には、「全會一致」と云ふ鐵則がある、日本は之を嚴守すべし、我が代表が、出席を棄權して、卑怯にも遠吠へしたり、列國の委員が、反對するから、「うるさし」と稱して、日本人が脱退を叫んだりするのは、之れ退嬰である、反對すべきは、無遠慮に反對せよ、十三對一にても構はない、五十三對一でも、何等の

心配はない、其れが條約嚴守なのである、條約は嚴守すべし、「歐洲の聯盟」であるとか、「平和の殿堂でない」とかと、今更ら愚痴をこぼすのは、賢明でない。

日本代表を、萬事につけて困まらしめ、日本人全體を怒らせ、日本國をして、聯盟より脱退せしめ、南洋の委任地を、巧みに取り上げてやらうとの秘策は、必ずしも外人になしと斷言は出來まい、外交は冷靜にして、賢明でなければならぬ、然らざれば、危険は國民の上に降る、國民は三省を要する。(昭和七年五月二日稿)

二 再び我が委任統治地の性質を論ず

某博士の新説に對しての新研究

一

最近某博士の余に送られたる、「委任統治制度論」と云ふ研究小冊子がある、其中には、「脱退後の委任繼續の問題が、法律問題として、疑問の餘地なしと斷言する如きは、極めて危険である」と(第四二頁)論じてある、又「受任國の脱退に因り、

委任地の施政につき、最早規約及委任條約の拘束が存せざるものに至るとせば、主たる同盟及聯合國が、委任を付與せる際に於て、當事者間に、自ら認められたる委任の效力存続の默示的條件を缺くに至り、委任は當然無効となるとの議論も、主張されることあり得べきである」と(第四三頁)ある。

斯くして、日本の有力なる學者中にも、新に、「脱退は委任地に及ぶの危険あり」との説の行はるるに至りしことを、見るのである、學者の主張は俗人に阿ねる可きものではないことを、某博士も堅持して居られる。其態度は美し。

二

八月十四日の東朝夕刊にも、「ジュネーヴ電報掲げられ、「日本が若しも脱退すれば、聯盟の委任統治區域たる太平洋上のマーシャル、カロリン諸島を當然聯盟に返還せねばならぬと解釋し、日本は、太平洋作戦上、此の重要な地點を放棄するに忍びず、故に輕々に聯盟を去ることはあるまいとの結論を支持してゐる」とある、注意すべき重要な電報なり。

之れ日本に對する世界列國の聲であると見る可きものであらう。

余の當初主張したる言論は、今や斯くして、内外の聲となりつつある、余は此事實を、全國民に向つて注意するの義務を有する、國民は空論に翻弄せられて居るべき秋にあらず。

三

結論は近づきしも、某博士の議論の筋途は、依然として余とは離れて居る、同博士は、以前の説を持続し、敷衍し、一部改善せられたものである、余は同博士の研究に敬意を捧げる、併し乍ら、余の見るところでは、某博士の議論には、根本に誤りがある、左に再び此等の諸點を論じて見る、蓋し時局上、國民の爲めに、重大なる問題なるが故である、唯徒に、法律上の論争を好むが如き輕卒の考慮に出づる次第ではない。

四

某博士は、ヴェルサイユ條約第百十九條のみに甚しく重きを置かれ、第二十二條は甚しく軽く見られ、明確なる條文の文字其の通りにさへ解釋せられないのである、即ち條約上の用語の一種の無視に近し、余としては、斯る解釋は適當

にあらずとなすものであり、右二ヶ條共に、各其の文字を生かし、文字に即して正實に解釋すべきものと信じ、而かも、斯くして、條約の理義明白となることを信ずるものである。

一九一九年列國人が、智能を絞りて作り上げし、ヴェルサイユ條約文に付、其特に撰用せられたる文字を、無視又は輕視するのは、解釋と云ひ得ずして改作である、余輩は斯ることをなすは、不當なりと主張する、文字に拘泥して、獨斷的に斷定せんとするのは某博士の云はるる通りに、「穩當を缺くこと明白である」余は斯る拘泥を爲さざること勿論也、又余の爲すところは、勿論獨斷にあらずして、條約を締結せる世界列國人の意思の尊重也、文字の輕視又は無視こそは條約に關して或る目的を固執する特種の「拘泥」にして、「獨斷」であると余は見る。

五

ヴェルサイユ條約第百十九條には、明白に「拋棄」とあり、「割讓」となし、拋棄と云ふ文字を特に擇びて使用せるは、世界列國の既に周知の如くに、豫め主たる同盟國間に於て、獨逸の海外領土の處分方法を約束し、之れを、各々戰勝國の領

土となさずして、「聯盟の委任地」となすべしと定め、四月二十八日の公會に於て其の條約案、即ち第二十二條既に成りたりしが故に、ヴェルサイユ條約第百十九條に於ては、主たる同盟國は、獨逸より其の海外領土を譲り受くるの文字を使用する能はずして、唯だ「拋棄する」の文字となつたのである、割讓にあらずること明か也、此の事實の明白にして、事理の明確なる「拋棄」に關して、之れを附加的言明なしとの口實を以て、純粹の「割讓」と解するは、其れが、何人の解釋たるとを問はず、甚しく獨斷であり、此の拋棄の結果として當然に「主たる同盟國の共同領土となれり」と解くが如きは、當時の事實と法理とに反するものなりと余は見る。

而して第二十二條に付ては、主たる同盟及び聯合國の約束に基づき、「聯盟の委任地」と定りしが故に、「聯盟の名に於て」の適當字句の使用となり、此の條文は意義明白となるのである、此の文字を、日本人として、勝手に後日に改作し、或は之れを輕視するは許されざることであり、又何等の必要なことなるのである、條文其の者の尊重は斯くして行はれ、列國人の明示の意思は、其儘に尊重

せらるることとなるのである、「聯盟の名に於て」とある其の文字の儘に、解釋することは、條文解釋として、妥當の解釋であり、其處に、何等の「拘泥」がない、其處に一點の「獨斷」なきことは、明々白々の理なり、余は斯く信ずる。某博士も、「拋棄は、割讓を意味せずして、該地域を處分するの權能を委ねるの意を表せることがある」（第七頁）と論せられ、而して、「何等の附加的言明なければ、土地の某國の爲にする拋棄は、該土地の某國への割讓と認めて差支なきものと信ずる」と説かれ、「獨逸の海外屬地に關するヴェルサイユ條約第百十九條の「拋棄」には、何等の附加的言明を有せざるを以て、割讓と認めて差支なきものと言はねばならぬ」と斷言して居られる。

同博士の言の如くに、附加的言明は、第百十九條にはない、併し乍ら、同一の條約たるヴェルサイユ條約第二十二條に於ては、嚴正に此の言明がある、而かも、條約締結國の合意として存在する聯盟の委任に付ての言明であり、獨逸の海外屬地は、戰勝國の領土となし得ずして、「聯盟の委任」として、某々國に、「委任統治」せしめらるる事が、確言せられてある、其故に、此の條文は、某博士の

云ふ附加的言明以上に、重要な言明と云ふべく、此の言明ある以上は、割讓にあらずして、「處分の權能を委ねたるもの即ち拋棄の文字通りなり」と解するのが、某博士としても、理論なりと余には見える、同一條規のみに付ての「附加的」と云ふことにのみ拘泥するは、正しからざるべし。

アルサスローレーヌの如き讓渡せる土地に付ては、「佛國の領土に復歸せしむ」とありて、明白に領土恢復を規定してある、「放棄」と云ふやうな文字は、其處には用ひてない、青島に付ては、日本が支那に還付することを約束しあるを以て、讓渡とせずして、放棄とある、理義明白なり、讓渡となす可らざりしなり。メメールに關する條約第九十九條の如きは、讓渡の文字用ひられずして、拋棄とある、明白に讓渡にあらざるが故に、拋棄と云ふ文字を使用して居るのである、理義正し。獨逸をして讓渡の文字を使用せしめざりし也。

第三十二條及第三十三條に規定せらるる係争地モルスネに關しては、勿論讓渡と云ふ可らざるものなるを以て、拋棄と云ふ文字を用ひたのである、第三十四條も同一に見て可なるべし。

總て平和條約上の文字は、其の使用法正確であると余には見える、拋棄と讓渡とは法理見解として同一視す可き理由なし。

六

若しも、某博士の主張の如くに、主たる強國の「共同領有地」として、獨逸より割讓せられたるもの也と斷定するならば、此地方の人民は、日英佛伊四國の共同臣民也と見るべきものなるべし、「受任地の人民は、受任國の臣民にあらず」之れ某博士も言明せらるる通りである(第三八頁)、又同博士の云はるる如くに、「土地割讓の場合には、其の地方の住民は、新領土權國の臣民となるべし」、然らば日英佛伊を、其の本國となす人民が、今日世界の各地に(亞弗利加にさへ)散在することとなる、果して如何、此の疑問解決せざる可からず、余は委任地の國民は聯盟の人民と解するのであり、従つて聯盟は、其の人民の幸福の爲めに、受任國を監督するもの也と解釋するなり。條約上の理義明白なり。四強國共同の臣民に關して、某博士の云はるる統治主權なき國際聯盟のみが、獨り之れを監督し、其の福祉を圖ると云ふことには、理解し難き事である、又

日本は、此等地域の領土權の共有國にてあり乍ら、其の臣民に關して、聯盟より監督せらるると云ふ事も、亦全く理解し難きことである、又共同領土權利者たる四強國が、其の自己の臣民を、毫も顧みることなく、受任國に放棄し、其の臣民の福祉に付ては、聯盟の監督に放任し、其の臣民の上に、何等の權利義務を行はざるに至つては、領土權者たるの責任を解せざる無道不法の領有國なりと云ふことになる、法理觀念上、今日の時代に於て、斯る不合理の事態が、文明國間に存在し得る理なしと余は信ずる。

又獨逸は、其の海外領土を日英佛伊に譲り渡し、四國は共同領有しつつあるものと見るならば、日本は、全世界の各地に、多くの領土を有しつつある事となるが、斯る觀念が果して日本の臣民中に、實在するものであらうか知りたいたい。又共同領有地は、向後若しも、委任制の廢止せられた場合には、如何なる風に其の持分は分配せらるるものであらうか、不平等の分配では、我等日本人は満足し得られない、現在としても、我等の持分は如何のものであらうか、我等は正確に知りたいたい、重要な事なり。

七

某博士の引用せらるる「委任制度に關する公正解釋」に付ても、余としては、上述の解釋を以て、之れ亦明白に解し得と主張するのである、某博士の解釋を以てせば、其處に無理があるやうに余には見える、左に此事理を説述すべし。

一九二〇年十二月十七日附のC式委任條件を定めたる「委任條項」の前文に於て、左の如く定められてある。

「國際聯盟理事會は、

一九一九年六月二十八日ヴェルサイユに於て署名したるドイツ國との平和條約第百十九條に依り、獨逸國は、太平洋赤道以北に位する諸群島を包含する其の海外屬地に關する一切の權利を、主たる同盟國及聯合國の爲めに拋棄したるに因り、

主たる同盟國及聯合國は、同平和條約第一編第二十二條に準據し、前記諸島の施政を行ふの委任を、日本國皇帝陛下に付與することに一致し、且右委任統治條項を、左の通定むべきことを提議したるに因り、

日本國皇帝陛下は、前記諸島に關する委任を受諾するに決し、且左記の規定に準據し、國際聯盟に代り、(原文國際聯盟の名に於て該委任を實行することを約したるに因り、

前記第二十二條第八項は、受任國の行ふ權限、監理又は施政の程度に關し、豫め聯盟國間の合意なきときは、聯盟理事會は、之を明定すべきことを規定するに因り、

前記委任を確認し、其の條項を左の如く定む(以下省略)

以上の「委任條項」を詳讀するときは、主たる同盟又は聯合國が、直接に南洋を日本に委任せるにあらずして、第二十二條によりて、委任せられたるものなることが、明瞭となるのである、委任條項の立案制定者は、素より主たる同盟及聯合國たること、當時の事情上之れ亦明にして、此事實を、其中に明記し、而して「提議したるに依り」と明記してある、此理明白也と余は見る、然るに、之れを某博士は、

「是れ聯盟規約第二十二條に依る所謂委任其のものは、主たる同盟及聯合國が

ヴェルサイユ條約第百十九條に基く權利に因り、之れを受任國に付與し、聯盟理事會は、之を形式上確認するに止まるとなすものである。

と固く主張せられ、確定不動の明解の如くに、力説せらるるのであるけれども其れは、「拋棄」を「割讓」と獨斷したるより生ずる必要上の便宜解釋であるべきも、委任條項の正解とは、余としては見るを得ないのである、「主たる同盟國が、直接委任したり」と云ふ如き文言は、毫も見當らないのである、之れに反し、第十二條が、委任を律する本則たることを、明に示されて居るに過ぎないのである、若しも、主たる同盟及聯合國の共有領土を、同盟及聯合國より、直接日本に委任せるものであるならば、日本が、「國際聯盟の名に於て」又は「國際聯盟に代りて」、受任地に施政する理由があり得ない、日本が、聯盟の名に於て、委任地の施政を行ふことを約束せるは、「聯盟よりの委任」なるが故でなくてはならない、重要な委任状を、文明國間に於て認むるに時に、其の使用せらるる「名に於て」の文句が、虚偽又無意義のものであるが如きことは、あり得可からざることであると余は信ずる、尙ほ「提議」の文字を注意するを要する、必要の文字也、決定

にあらずして提議なり。

斯く解釋して、茲に第百十九條第二十二條共に生き、「委任條項」も理義明白のものとなるのである。

八

委任地は、受任國の領土にあらず、明かに委任統治地なり、委任とは虚偽の文字にあらず。

委任地は、主たる同盟國及聯合國の共有地にあらず、斯る事實なし、斯る條文もなし、斯る解釋あり得可からず、委任地は、「聯盟の領土」として、其の領土の統治を、日本に委任したのである、之れ聯盟條約の規定する所であり、列國の合意せる所である。委任の主體は聯盟である。法人たる聯盟である。之れを人によりては「聯盟主權説」と名づけてゐる、但し此命名は正しとは云へない。

「此説に依ることとは有害の説也」と、某博士は特に言を更めて主張せられる(末尾及第一三頁)、何故に有害なのであらうか、委任地制度は、特に割讓を避けたる方

式の上に立てられたる制度であるが故に、領土の如く、其の統治する國の爲めに、絶對性あるものにあらざること云ふ迄もなし、列國は、好んで此制度を擇み、之れを行ふことを約束したのである、其故に、適法の理由ありて、委任を解かるることありとしても、其は、初めより自認したるべき事である、之れを無理に、割譲せられたる領土と均しく、取扱はむとし強辯を試むるのは、條約尊重上不當と云へる、條約は守らざる可らずとの主張の下には、條約は重く、強辯は不當也と云はざるを得ない、列國が、初めよりの合意は、正確に守るべきであり、唯我慾の爲めに、曲辨を弄ぶは公正でない。法理論としては然り。右の見解は、其れは別論としても、國際聯盟に於ける合議は、「全會一致」たるを要する條約なるが故に、委任地に關して、受任國が、自國の主張を確持し、自國の爲めに、不當なる提議は、常に反對し盡せば、其れにて、決議は不成立となり、従つて「聯盟の一方の意思にて、受任地が取上げられるやうな事は、生じ得ない筈である、然らば、「聯盟主權説」を持したからとて、受任國が、必然其の受任地を失ふが如き危険はなく、何等の有害はあり得ない理である、某博士の

有害と云はるるのは、蓋し其の主權説は、「何事も唯だ主權者の命に従ふもの也」と解せらるるの結果の如くに見える、若し然らば、斯る主權説は、有害であらう、去り乍ら、聯盟主權説とは、「聯盟に委任地の領土主權あり」と解釋するだけの事であり、列國は、聯盟の配下に臣従して立つと云ふ意味ではないと見れば害なし、聯盟は素より超國家にあらず。

有害なりと云ふ點より云へば、「聯盟は、委任者にあらず、従つて聯盟より脱退するも、委任地を失ふ理なし」と、昂然として力説する派の主張に、反て有害なるものがある、何となれば、斯く斷言すると同時に、其派の人も、結局は、脱退に由つて、委任地を失ふの危険生ずることを認めざるを得ないと論じ、其の言ふ所、結局矛盾であり空論なるが故である、斯る空論の行はるることは甚しく國家國民を迷はさしめる、斯る議論は有害論と見ざる能はざるべし。

九

要するに、「國際聯盟の委任」によりて、日本は、南洋の委任地を聯盟の爲に統治するのであり、列國は、此の「聯盟に依る委任」を條約を以て認めて居るのであり

日本は、聯盟の名に於て、聯盟の爲めに、聯盟に代りて、統治することを條約せるのであり、聯盟の監督の下に、受任地の施政を行ふのであり、本來は聯盟國としての關係に於て、委任を引き受けたりしものであり、事實上事理上日本の領土にあらず、絶對的排他的に、日本の權力が行はるるにあらず、唯だ日本の領土の一部の如くに、取扱ふことと、「日本の法令を行ひ得ることを條約したるに過ぎないのである。(第二十二條第六項)

之れに反し、「聯盟よりの委任にあらず、五大國の共同領土也、五大國よりの委任也」云々の議論は、條約の文字を、其の儘に尊重して解釋したるにあらずして、條約文の改變又は輕視によりて、解釋し得るものであり、不當の解釋であると余は見るものである、一九一九年一月、以來、緩る／＼と四ヶ月に亘りて、全世界人の輿論に訴へ、余も亦當時日に日に種々其の文意を研究し、内外人に論文をも示したる一人であり、世界人は、其の智能を集めて、慎重研鑽の上に成りし聯盟條約の條約文である、此の條文に關して、「聯盟の名に於て又は聯盟の爲めに」の文字は、文字通りに解釋す可らずと云ふが如きは、余としては、自己侮

辱であり、世界人に對しても、一種の輕侮たらざるを得ぬ如く感ずる、余は贊する能はず。

而して聯盟を脱退するも、受任權を失ふ理由なしと固く主張しつつ、「脱退すれば不便也」「危険伴ふ」「國際司法裁判所に於て斯る主張は、勝訴し得ざるべし」と説くに至つては、日本國の爲めに危険であり、人心を迷はしめ、有害の議論なりと云はざるを得まい、余は國の重大事として敢て斯く云ふものである。

第三編

南洋に於ける帝國の權利と其確保外交

一 南洋に於ける帝國の重大權利は、日本の爲めに、永遠に之れを確保せねばならぬ。其れが爲めには、適當の外交方策を講ずるを要す可し。

二 太平洋上の此の重要な權利確保の爲めには、先づ外交工作を要し、日米兩國の間に、合理的親善政策の確立せらるる最重肝要とする、而して更に英國及佛國との親善を緊要とする、又或は巧妙に國際聯盟の一員に復歸することも、外交上の一方策と見られ得る、日本の海軍充實は絶對的に緊要である、其れにしても、如何に日本の海軍を擴張すとも、世界を敵としては、勝算なきこと明也。

三

米國との親善の第一義は日米の平等關係を確立するに在る、英米の間の親善が平等主義にて確立せられつゝあると同じ方式である、日米の間に、「海軍力の平等」を確實に定め、而て後成る可くは海軍を縮少し、相互に不侵略を確約し、兩國民をして、親善し安心せしめたならば、其れにて、我權利は、侵さるることなし、侵す力なきなり。此所に到らしむるを要す可し。

四

米國民は、自ら「國民ネーションと國民ネーションとの間の平等イソクワイティー」を眞理として、揚言しつつある、日米の平等は、即ち實現可能でなくてはならぬ。(Nation & State と全意義也)。
米國人の平等原則は、左の如きものである、日本を擧げて、此事を米人に告げ米人をして、其の言を守らしめなければならぬ。難事と云ふ能はざる可し。

日米親善の原理たる平等主義と米人の平等主張

一九一九年ヴェルサイユ講和會議に於て、米のウキルソンは、日本の提案せる

「國民平等」(エガリティ・ナション)の主張を、聯盟規約の中に挿入する事に反對した、之れは餘りにも不法の行動であつた。(Egalité des nations)

米國の國際法學會は、一九一六年華府に會合し、各國民(ネーション)平等の原則を中外に宣言した、其の國民とは、國家と同一意義である、此の宣言は、一九一九年巴里に於て、英文及佛文にて印刷せられ、米國全權側は、或方面に之を配布したのであつた。

余は、知人の大書肆ベドヌ氏を、其のリュースツフロの書店に訪問せる際、同氏より、右の宣言文及英文のものを示され、同書は余之れを保存したのであつた、左に其の全文を譯出する。

萬國の權利義務に關する華盛頓宣言

一九一六年一月六日、華盛頓市開催米國國際法協會第一回會議に於て議決せられたる、「萬國の權利義務に關する宣言」。

文明國民の國法は、生命の權利(right of life)、自由の權利(right of liberty)亞米利加合衆國の獨立宣言に依りて追加されたる幸福を追求する權利(right of the pursuit

of happiness)、法律上平等の權利(right to legal equality)、財産の權利(right to property)及び上記諸權利を享有するの權利(right to the enjoyment of the aforesaid rights)を容認し、且之を保護す。

斯く一般に認められたる此等基礎的權利は、萬國民に對して、遵守の義務を設定す。

合衆國獨立宣言の政治的純理と、アメリカ共和國の一般慣行とは、國家は政府を以て、人民によりて作られたるものとし、被治者の承諾(consent)を得て、始めて正當の權力を與へられ、人民の完全竝幸福を増進し、人民をして、根本的諸權利の享有を保障する爲めに設けられたるものと爲す。

國民(ネーション)は道德的乃至法律的人格なり、又法の設定者なり、而かも政治社會に於ける自然人の如く法律に服従すべきものとす、吾人は、是等の基礎的權利が、國際法なる語(termin)によりて言ひ現され得べく、國際社會に屬する諸員相互の關係に適用せられ得ること、恰も是等基礎的權利が、國內の市民又は臣民相互の關係に適用せらるるが如きことを思惟す。

國法上の基礎的權利、即ち生命の權利、自由の權利、幸福追求の權利、法律の前には何人も平等たるの權利、財産の權利、此等の權利を享有するの權利は、之を國際法の語を以て表はす時は、(一)國家の生存權並其の生存を擁護且保全する權利、(二)獨立權即ち他國より干渉を受くることなくして、自ら發展すべき獨立自由の權利、(三)法の前には何れの國民も平等たるの權利、(四)一定の疆界内に在る領土を領有して、排他的の司法權(exclusive jurisdiction)を行使する權利、(五)以上の基礎的權利を享有するの權利となる也、文明諸國は、國際社會の部員たるが故に、團結力によりて、其の相互を連結せしむべきことを認め、海牙第一第二平和會議の國際爭議平和的處理條約の序文に明言せられたる相互支持(mutual interdependence)の必要に従ひて、國家の權利義務を行使すべきものとす。米國國際協會は、一九一六年一月六日、亞米利加合衆國華盛頓市開催第一回會議に於て、左の六ヶ條の規約を、其の注釋と共に、議決採用す。

萬國の權利義務に關する宣言

- 一、各國は生存權を有し、其の存立を保護し、且つ之を保全するの權利を有す然れども、此の權利は、無罪にして害意を有せざる他國に對し、不正の行爲によりて、自己を保護し、又其の存立を保存することを意味するものにあらず、又之を正當視するものにあらず。
- 二、各國は獨立權を有し、他國の權利に干渉し、又は之を侵害せざる限り、他國の干渉又は監督を受くることなくして、幸福を追求し、國民夫れ自ら發達するの權利を有す。
- 三、法律上(in law)並法律の前(before law)に於て、各國は、國際社會に屬する他國民と平等なり、各國民は合衆國獨立の宣言に謂ふ如く、世界列強の間に於て自然法(law of nature)及自然神(nature's god)の法が、彼等に賦與する所の、別個(separate)にして平等の地位を要求し、又之を保有するの權利を有す。
- 四、各國は一定の疆界内に在る領土を所有し、其の領土内に住む土民(native)

又は外國人に對して、排他的法權を行使するの權利を有す。

五、國際法に據つて權利を得たる各國は、凡て他の國に依つて、該權利を尊重且保護せらるべきものとす、蓋し權利義務は、相關的 (correlative) にして、一國の權利は、則ち自餘の他國民に取りて、之を尊重すべき義務なればなり。

六、國際法は、國民的なると同時に國際的なり、即ち國法として存在し、且つ其の原則を包含する凡ての訴訟を判定する際に適用すべしとの意味に於て、國民的なるが如く、國民の集團に依つて組織されたる國際社會の法律として存在し、且つ該原則を包含する所の聯盟與國間の爭議を裁判するに當りて、適用せらる可き意味に於て國際的なり。

一九一六年一月六日可決萬國の權利義務に關する
華盛頓宣言の註解

一、各國は生存權を有し、其の存在を保護し、且之れを保存するの權利を有す、然れども此の權利は、無罪にして害意を有せざる他國に對し、不正の行爲によりて自己を保護し、又其の存在を保存することを意味するも

のにあらず、又之を正當視するものにあらず。

此の權利は、國法中生命に關する權、即ち人命權、換言すれば、何人と雖も、他人より生命を威嚇すべき不正の攻撃を受けたるとき、正當防禦として、止むことを得ず、他人を攻撃すること以外に於て、生命を奪ふことは、人類に取りて不正なりとの意義と同意義に了解せらるべきものとす。

一八八八年、合衆國高等裁判所に於て判決せる、支那人排斥の事件に於て、判事フイルド氏は曰く、(130 United States Reports, p. p. 581-606)

「國家か、其の獨立を保ち、外國の侵略に對して、安全を圖るは、各國民最高の義務なり、而して此の目的の爲めには、凡て他の考慮は、常に屬從の位置に置かれざるべからず。

斯る侵略は、其の形式の如何に拘らず、或は外國民が一國家として襲撃し來ると、外國民多數の群集が、吾國內に闖入するとを問はざるなり、政府は、國民の保護並安全の爲めに行使すべき權力を有し、一旦緩急の際には、自由に之を行使し得べし。」

一八八四年彼の世間周知のレデナ號對ダッドレー事件に關し、英國高等裁判所 (Queen's Bench of High Court of Justice) が下したる裁決例 (15 Cox's criminal cases P. 624; 14 Queen's Bench Division, P. 273) に據れば、英國臣民は、他人より不法の攻撃を受けたる場合、正當防衛の方法として、加害者を殺害し得る場合の外、他人を殺害することを得ざるが故に、難破船の際、水夫が彼等自身の生命擁護の爲めに、同僚を死に至らしむることを以て、不正の行爲なりと判定したる時に適用したる用語の意義は、之を國際法にも適用し、國家が生存し、其の生存を保護し、且存續すべき權利も、個人が其の生命に關して有する權利と、同意なりと了解せらるべきものとす。

米國合衆國高等裁判所は、國家が生存し、其の生存を保護し、之を存續すべき權利に關して言明せるが、そは合衆國のみならず、拉典亞米利加諸國に於ても承認せられ居るものたることは、有名なる公法學者ベロー氏、カルボー氏の如き拉典亞米利加の思想と慣例とに精通せる人士の言に徴するも明かなり、ベロー氏は、一八三三年の文書に明言して曰く、

「各國民には、自生存の權利あり、之を威嚇すべき如何なる危險に對しても、防護手段を執ることを得べし、然れども、他國民をして、吾が利益に適應する如く、其の制度を變更せしむる爲め、武力に訴へんと欲するには、他より吾に對する危險の莫大、顯著、且切迫せるものあることを要す、(Andrés Bello, de Jentes, part, cha p 21 VII) 其の後半世紀カルボー氏は曰く、

「國家の主權並生存に缺くべからざる主要權の一は、國家の生存權なり、此の權は凡ての絶對的且恒久的權利の主要なるものにして、他の諸權利の基礎を成す、吾等以爲らく是れ國民の最高法律をなすものにして、同時に市民の義務の最大なるものなり、而して外敵の侵略に抵抗すべき用意なき社會は、其の社會の各員に對して負へる道德上の義務を怠れるものにして、社會の制度の設けられたる目的を閑却するものと云ふべし。」 (Carlos Calvo, Le Droit International Théorique et Pratique, 5th ed. vol. I, see 208)

二、各國民は獨立權を有し、他國民の權利に干涉し、又は之を侵害せざる限り、他國の干涉又は監督を受くることなくして、幸福を追求し、國民を

れ自ら達するの權利を有す。

三、法律上(in Law)並法律の前(before Law)に於て、各國民は、國際社會に屬する他國民と平等なり、各國は、合衆國獨立の宣言に謂ふ如く、世界列強の間に於て、自然法及自然神の法が、彼等に賦與する所の、別個にして平等の地位を要求し、又之を保有するの權利を有す。

國家の獨立權及其の必要なる對立權たる平等權の眞意を了解する爲め、英國海事裁判所の有名なる判事サー、ウキリアム、スコット氏即ちストウエル卿が、一八一七年、ルイ號事件に關して下したる判決文中より、左の言を引照すべし。

(2Dadson's Reports, pp.210, 243-4)

「公法中、一般に基礎的原則として認めらるるもの二あり、其の一は、即ち各國の完全なる平等權及充分なる獨立權なり、各國の相對的大小の差異の爲めに、權利の等差を生ずることなし、一時的又は永久的弱點を有すと雖、之が爲めに、強大なる隣國との間に於て、權利上何等の等差あることなし、従つて、一國若し其の強大なる力を利用して、小弱隣國に臨むが如きことあらば

是れ全く掠奪と看做すべきものなり、是れ人間の政治的並個人的の平和の擁護に關する公法の根本義なり、其の二は、各國は既に平等なるを以て、通商貿易の爲め、他國領海以外の大洋を自由に航行することを得、地方勢力の絶えて行はれず、何れの國家も完全なる平等と獨立の地歩に立ちて、横行濶歩する場所に於て、或一國又は其の國の人民が、他國人民に對して、權力を振ふことを得ず。

平等權は、一八二五年、アンテロープ號事件に於て、合衆國高等裁判所長ジョン、マーシャルの辯論紹述せる意味に於ても、之を了解することを得べし、氏曰く、

「世界一般の同意を得て認許されたる通商に關して、各國民は平等權を有す、如何にして此の權利は失はるべきか、各國は自國民の間に於て、之を破棄することを得るも、焉ぞ其の拋棄の影響を、他國に及ぼすことを得んや。

一般公法の原則中、國家の平等權ほど、世界一般によりて承認されたるもの無し、露西亞とゼネヴァとは平等なり、何れの國も皆平等なるが故に、一國

は規則を以て他國を拘束することを得ず、各國は自國民の間に於て、法制を設定し得べしと雖、其の法律は、單に其の國內に於てのみ行はるべきものなり、然らば、全世界の同意により、萬國に與へられたる權利は、萬國の承諾を得て、始めて之を剝奪することを得、而して此の(奴隸賣買)事業は、萬國の關與する所のものなりと雖、之が廢棄を欲せざる國民間に在ては、合法として存す、何れの國民と雖、他國の爲めに制度を設定する能はず、又一國にて國際法を作成する能はず、斯くて、此の商業は、當該政府に於て、之を禁止せざる限り、其の國民間に於ては、合法的のものたるなり。」

此の平等權は、一九〇六年七月卅一日、リオ・デ・ジャネイロに於て、開催の第一回汎米會議の際、當時合衆國國務卿なりしエリウ・ルート氏が、米洲共和國全權委員の前に於てなしたる演説中に、公言せる所の意味に於て、之を解することを得、曰く

「吾人は平和の勝利の外、他の勝利を欲せず、吾人は領土以外の領土を求めず、吾人の上に存する主權の外の主權を望まず、吾人は國際社會中の最小弱國の

獨立權及平等權を尊重すること、強大國の此等の權を尊重するが如し、吾人は弱小國民の權利を尊重して、強者の壓迫に對抗し、弱者の安全を確保せんと欲する者なり、吾人は吾人が各米洲共和國に對して許容せざる所の如何なる權利、特權又は權力も要求せず、又希望する者に非ず、吾人は吾人の繁榮の増進を望み、商業の擴張富の發展、智識の増大を欲すと雖、吾人が此の目的を達せんが爲めに採るべき方法は、決して他を窘窮せしめ、他國の敗滅に由りて自國を利せんとするが如きことなく、凡ての友邦を援け、相互に國運の隆昌を圖り、相互の發達を希ひ、他國と共に強大ならんことを欲す。」

以上米國合衆國國務卿ルート氏の言は、勿論、上記ストウエル卿、及裁判長マ・ーシャル氏の言に徴するも、國際法の原則を立證するに充分なりとす、然れども、猶此の上、南米共和國の二大公法學者の説を參照すれば、一層明かに其の意を悟ることを得べし、ペロー氏曰く、

「國家の獨立權並主權より推論して、何れの國民も、自餘の國民に對して、政府の形式並宗教及行政の形式を指定することを得ず、又自國民と其の國民と

の關係、又は政府と其の國民との間の諸種の關係に對して、責任を負ふことを強ゆることを得ず。」(Bello, Principios de Derecho de Gentes, Part I, chap. 1 VII)

又曰く

「萬國は平等なれば、其の集團より組織せらるる社會も亦た平等なり、共和國中最弱小國も、同等の權利を享有し強大帝國同様の義務を負ふべきものなり。」
カルボー氏の言ふ所は、語句長しと雖も、同一の精神を敷衍せるものにして曰く

「國家は其の組織と統治權との故により、獨特特殊の活動の範圍を有す、此の點に於て、國家は何等他に依頼せず、各自社會の基礎として、基礎的且つ必要なる諸種權利の維持義務の履行に對して備ふべき責任あり、絶對的主權は必要上完全なる獨立を意味す、國家は凡て道徳的人格者なるが故に、基礎的權利を有し、國家の使命を自由に實行するの權利を有すると共に、一方之れに劣らざる義務、即ち他國の主權と絶對的獨立權を認めて、之を尊重するの義務あるものなり。」(Calvo, Le Droit International Théorique, et Pratique—5th ed. vol. 1

See 107)

又曰く、

「主權國の平等權は、公法の一般に認むる所なり、平等なるが故に、萬國は同等の權利を有し、相互の間、同等の義務を負ふ、國家は道徳的人格者なるが故に、其の領土の大小に由りて、國家の間に權利に等差あることなし、國際法の見地より考ふるも、一國に於て不法の行爲は、他國に於ても亦た不法たるべく、一國に於て合法的の所爲は、他國に於ても等しく、合法的なり、合衆國元老院議員サムナー氏は、一八七一年三月二十二日、強大なる國民の間に於て行ふべからざる事、乃至吾人が吾人の間に於て行ふことを欲せざることは、之れを他の弱小國民の間に於て行ふことを得ずと云へり。」

四、各國民は、一定の疆界内に在る領土を所有し、其の領土内に住む土民又は外國人に對して、排他的法權を行使するの權利を有す。

此の權利は、一八一二年合衆國高等裁判所判決スクーナー形船エクスチエンジ號事件に關し、裁判長マーシャルの辯論せる意味に於て、之を解することを得。

(7 Crauch's Reports, pp. 116' 136-7) 曰く

「一國が、其の領土内に有する裁判管轄權は、必ず排他的(exclusive)且絶對的(absolute)ならざるべからず、國家は國家自ら加ふる以外、何等の制限を受くることなく、他より來る原因によりて、其の權利を制限せらるる場合には、其の制限せられたる丈其の國の主權は減少し、其の減少したる丈の權力は、自然他に移るものなり、故に一國の領土内に於ける、完全にして充分なる權能に除外を設けんと欲せば、其の國の承諾を得ざるべからず、其の國の承諾以外何等の立法的方法あるものにあらず。

此の承諾には、明示と暗黙とあり、暗黙の承諾の場合は、決定的なる能はず、構造(construction)に於て、不定なる點ありとするも、若し了解を得たる場合には其の效力に於て決して明示の承諾に劣るものにあらず、世界は平等權と獨立權を有する主權國によりて組成せられ、互に交通し、互に好意を交換し、人道の大義に法り、必要に應じ、其の領土内に於ける、絶對且つ完全なる主權の加減をなし、以て臨機應變の措置に出づることあり、此の種の承諾は、或場合には

普通の慣例に依り、又は一般輿論の傾向を顧みて與ふることあり、一國にして若し、文明世界間の慣例と實行されつつある義務とに據らず、何等前以て通告するの手續をなさずして、突然其の領土内に於ける權力を行使するときは、縱令公然たる信義の破毀と見做さるることなしとするも、結局信義を破りたるものとして、指摘せらるるに至るべし。」

主權國の平等權と獨立權、竝彼等互に相交通して有無相通じ、緩急互に援けしむる共通の利害は、各主權國をして、其の排他的領土主權の一部にして、各國に必然附隨する權と稱せらるるものの一部を、拋棄するの實例を見るに至るべし。

各國の權利竝に其の制限に關して、判事マーシャル氏の意見を、茲に充分に引照したるが故に、更にラチン亞米利加大家の説を引照するの必要なかるべし。ラチン、亞米利加諸國の法典中より、多くの例證を引照する代りに茲に智利國の法典第十四條を引照すべし、曰く

「法律は、共和國内にある住民即ち他國人をも包含する住民に對して、拘束力

を有す。』

五、國際法に據つて權利を得たる各國は、凡て他の國に依つて、該權利を尊重且保護せらるべきものとす、蓋し權利義務は相關的にして、一國の權利は、則ち自餘諸國に取りて之を尊重すべき義務なればなり。

此の權利は、一八八六年合衆國高等裁判所の判決せる、合衆國對アージョナ號事件 (120 United States Reports, pp, 499, 487) に於て、裁判長ウエスト氏が辯論中、各國は國際法に據り、貨幣制度を一定すべき絶對的權利を有するを以て、合衆國は、國際社會の一員として、外國の貨幣、即ち此の場合コロンビヤの貨幣偽造を防止するを以て、義務となすことを述べたる語の意味に於て、之を解釋することを得、曰く

「國際義務は相互的なるを以て、若し合衆國が之を以て他に求むることを得ば他國も亦た、此れを以て合衆國に求むることを得べし、若し此の權利にして存在するものとせば、是れ國際法に依つて與へられたるものにして、一國民に對して、法律たるものは、事情の等しき限り、他國民に對しても法律たる

べし、國際法が、或る一國又は其の國民に與へたる權利は、合衆國が該國民の代表者として、保護すべき義務あるものなり。」

六、國際法は、國民的なると同時に國際的なり、即ち國法として存在し、且つ其の原則を包含する凡ての訴訟を判定する際に、適用すべしとの意味に於て、國民的なるが如く、國民の集團に依つて組織されたる國際社會の法律として存在し、且つ該原則を包含する國際社會與國間の爭議を裁判するに方りて、適用せらるべき意味に於て、國際的なり。

萬國公法と呼ばれたりし國際法は、合衆國獨立宣言以前、法官及法律家によりて、英國普通法の主要なる部分を形成するものとして説明せらる、合衆國の法官及法律家は、英國普通法を採用する時、同時に之をも採用せり、一七三三年大法官タルボット氏が判定を下したる、ルヴォ對バーグイド事件 (Cases Tempore Talbot, p. 281) の場合、該法官は左の如く述べ。

「國際法は、其の廣義に於て、英國法の一部たり、國會の法案 (Act of Parliament) は、宣言的 (declaratory) にして、特殊の事件の際作られたり、國際法は、各國